

(案)

第3次防府市教育振興基本計画

令和8年度 ➡ 令和12年度

令和7年9月26日時点

令和8年（2026年）3月
防府市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨.....	4
2	計画の位置付け.....	5
3	計画の期間.....	6
4	計画の構成.....	7

第2章 本市の教育を取り巻く現状と課題

1	教育を取り巻く社会の動向.....	8
2	本市の教育の状況.....	12
3	こどもの状況.....	14

第3章 計画の基本的な考え方

1	本市教育のめざす姿.....	28
2	基本目標.....	30
3	施策の柱.....	31

第4章 今後取り組むべき施策

1	施策体系.....	32
2	基本施策	

施策の柱 I 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

基本施策 I-①	豊かな人間性と確かな学力の育成.....	34
基本施策 I-②	教育 DX の推進.....	38
基本施策 I-③	学校図書館の充実と読書活動の推進.....	40
基本施策 I-④	体力向上、学校保健、食育・学校給食の充実.....	42
基本施策 I-⑤	幼児期における教育の充実.....	44
基本施策 I-⑥	キャリア教育の推進.....	46

施策の柱 Ⅱ 誰一人取り残されることのない教育の推進

基本施策 Ⅱ-① 生徒指導・相談体制の充実.....	48
基本施策 Ⅱ-② 特別支援教育の充実.....	50
基本施策 Ⅱ-③ 教育機会の確保の推進.....	54

施策の柱 Ⅲ 地域ぐるみの教育の推進

基本施策 Ⅲ-① 地域とともにある学校づくりの推進.....	56
基本施策 Ⅲ-② 青少年の健全育成.....	60
基本施策 Ⅲ-③ 地域クラブ活動の推進.....	62

施策の柱 Ⅳ 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

基本施策 Ⅳ-① 生涯学習機会の充実.....	64
基本施策 Ⅳ-② 生涯学習を支える人材の育成と活用.....	66
基本施策 Ⅳ-③ 人権教育・人権学習の推進.....	68
基本施策 Ⅳ-④ 生涯学習の拠点となる施設の充実.....	70
基本施策 Ⅳ-⑤ 図書館の充実と読書活動の推進.....	72

施策の柱 Ⅴ 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

基本施策 Ⅴ-① 安全・安心な施設整備、教育環境の確保.....	74
基本施策 Ⅴ-② 学校安全の推進.....	76
基本施策 Ⅴ-③ 学校における働き方改革の推進.....	78
基本施策 Ⅴ-④ 教職員の資質能力の向上.....	80

第5章 計画の推進に向けて

1 目標指標.....	82
2 計画の推進.....	85

参考（資料編）.....	87
--------------	----

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法が改正され、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めるように規定されたことを受けて、防府市教育委員会では、平成26年3月に防府市教育振興基本計画を策定し、令和2年度まで様々な教育施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後の社会変化に対応し、それまでの取組を継承・発展させ、本市教育の目指す方向性と施策等を示した「第2次教育振興基本計画」を令和3年3月に策定し、「21世紀をたくましく生き抜く人材の育成」を基本目標に教育行政を総合的・計画的に推進してきました。

教育を取り巻く環境は、デジタル化やグローバル化の更なる進展など、急速に変化しており、これらに対応するため、本市の教育施策について見直しが必要となりました。

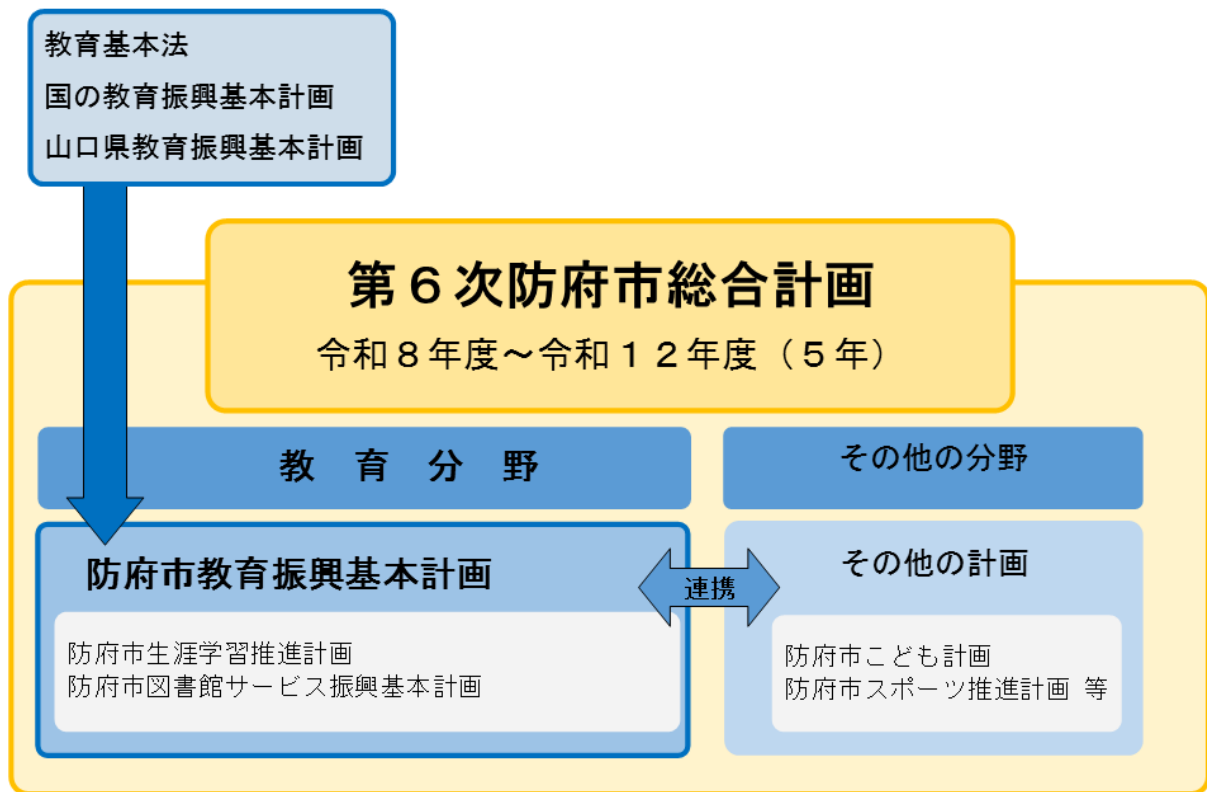
加えて、個人が幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会の豊かさを感じられる日本社会に根差した「ウェルビーイング (Well-being)」の向上が持続可能な社会の構築に不可欠であるとの認識が高まっています。

こうした観点からも、教育を通じてこどもたちが心豊かに健やかに成長できる環境を整備することが、今後ますます重要となっています。

今回策定した「第3次防府市教育振興基本計画」は、第2次計画での成果と課題を踏まえ、国や社会の状況、こどもたちの状況を的確に捉えた上で、令和5年度に策定された国の「第4期教育振興基本計画」と「山口県教育振興基本計画」を参酌し、今後5年間、本市が取り組むべき教育施策を着実に推進していくための指針となるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体が定める教育振興のための施策に関する基本的計画として位置付けるもので、本市の最上位計画である第6次防府市総合計画の教育分野における部門別計画として、防府市教育委員会が所管する施策を網羅するものです。



3 計画の期間

計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
第4次防府市総合計画 (H23～R2)					第5次防府市総合計画 (R3～R7)					第6次防府市総合計画 (R8～R12)					
防府市教育振興基本計画 (H26～R2)					第2次防府市教育振興 基本計画 (R3～R7)					第3次防府市教育振興 基本計画 (R8～R12)					
第2次防府市生涯学習 推進計画 (H24～R3)					第3次防府市生涯学習 推進計画 (R4～R7)					第4次防府市生涯学習 推進計画 (R8～R12)					
防府市図書館サービス振興 基本計画 (H28～R2)					第2次防府市図書館サービス 振興基本計画 (R3～R7)					第3次防府市図書館サービス 振興基本計画 (R8～R12)					
第2次防府市子ども読書 活動推進計画 (H27～R1)					第3次防府市子ども読書 活動推進計画 (R2～R6)					教育振興基本計画と一体的に実施					

4 計画の構成

第1章では計画策定の趣旨など基本的事項を示し、第2章で教育を取り巻く社会動向や本市教育の課題を明らかにした上で、第3章において本市教育のめざす姿や、今後の5年間の本市教育目標を設定しています。

第4章では、基本目標の達成に向けた基本施策と具体的な取組の内容を体系的に整理し、第5章において計画の推進体制や目標指標を設定しています。

第3次防府市教育振興基本計画

第1章 計画策定にあたって

第2章 本市の教育を取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 今後取り組むべき施策

第5章 計画の推進に向けて

第2章 本市の教育を取り巻く現状と課題

1 教育を取り巻く社会の動向

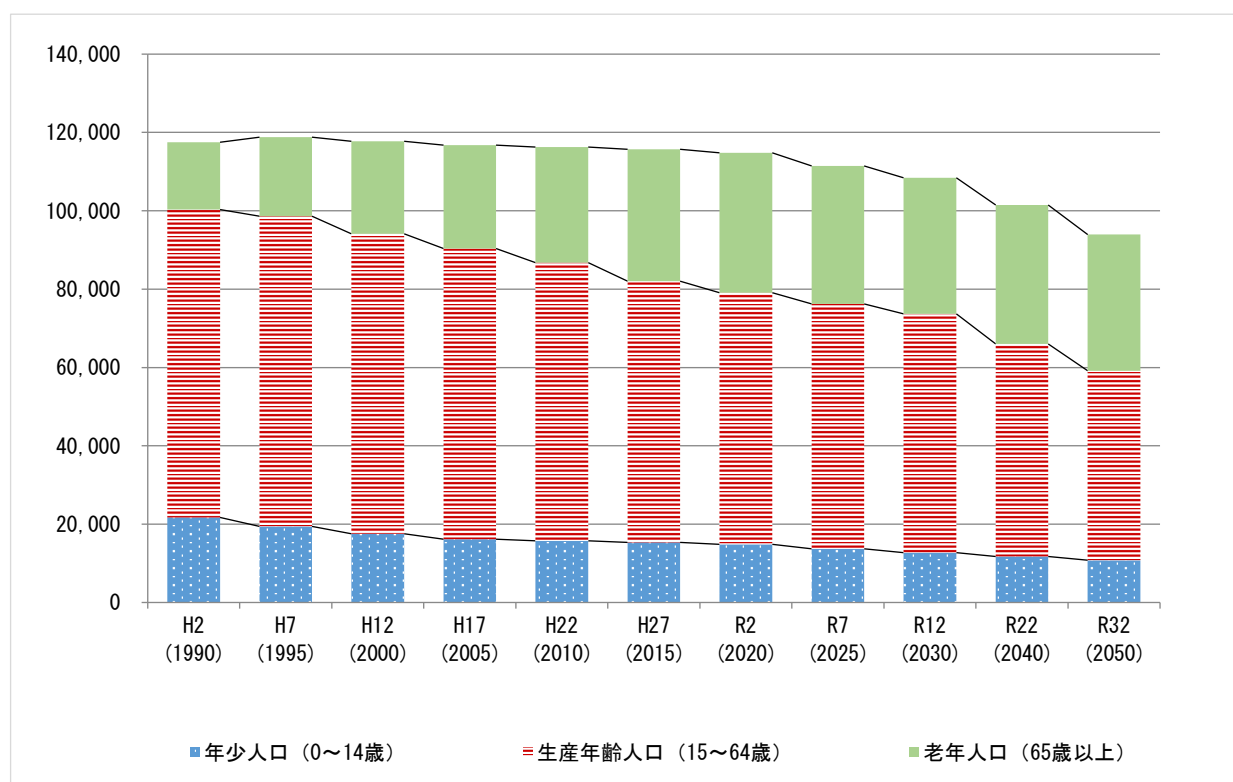
(1) 人口減少・少子化の進行

我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークに減少が続いています。

特に生産年齢人口である15～64歳の人口は、2050年には現在の2／3に減少すると推計され、社会経済への深刻な影響が予測されています。

本市の総人口は、これまでほぼ横ばいで推移してきました。年齢別の人口を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）については、今後、総人口とともに減少していくと予測されます。

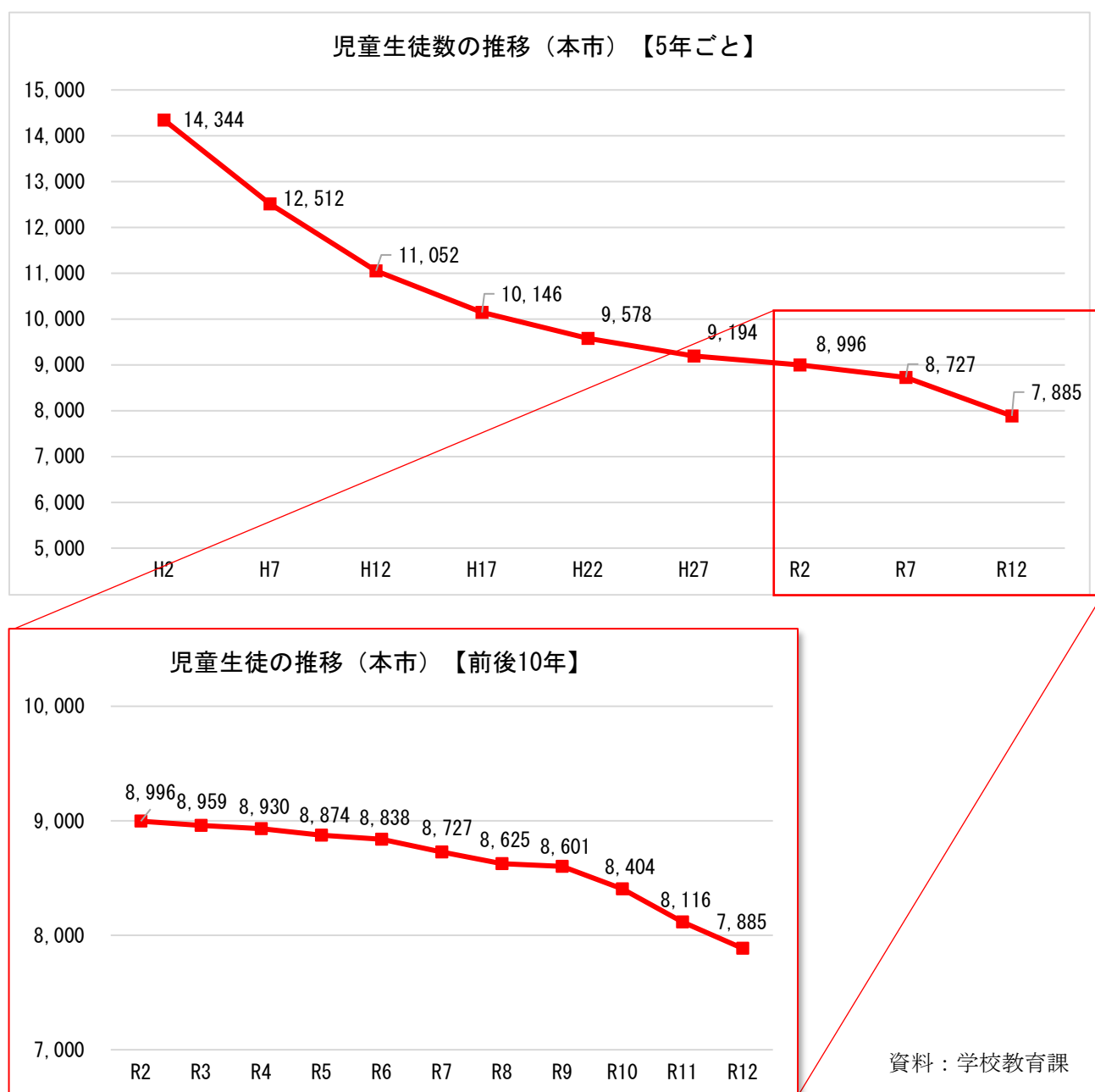
一方で、高齢人口（65歳以上）はすでに総人口の3割を超えており、少子高齢化のさらなる進行が予想されます。



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口

第2章 本市の教育を取り巻く現状と課題

また、少子化に伴い、本市の児童生徒数も5年後の令和12年には8千人以下まで減少する見込みです。



総合計画等、
他の計画と記載年度・方法を揃える予定

（２）急速な技術革新とグローバル化の進展

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会「Society 5.0」が提唱され、生成AIをはじめとする技術革新が急速に進みつつあります。こどもたちには、将来、人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術を使いこなす能力が求められ、生活を豊かにし、革新的な方法で未来を切り拓くことが期待されています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、こどもたちの学習を支援するため、国の「GIGAスクール構想」に呼応し、本市においても全小・中学校の児童生徒に対して1人一台タブレット端末の配備を進めたことにより、遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされました。

また、情報通信技術の進展により、グローバル化が加速し、国境を越えた経済的、政治的、社会的つながりが拡大しています。教育分野においても、グローバル化に対応できる人材の育成、諸外国との教育交流、留学生の受け入れなど、国際化が進展しています。このため、日本や生まれ育った故郷への愛着や誇りをもちつつ、異なる国の文化や多様な価値観を理解し、グローバルな視野で活躍するための資質や能力を育成することが一層重要となっています。

さらに、平成27年（2015年）に国連で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、世界各国で持続可能な社会づくりが進められている中、地球規模の課題を自らにかかわる問題として主体的に捉え、その解決に向け自分で考え、行動する力を育成することが求められています。

SDGs : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成されている国際社会共通の目標。本計画には、SDGsの17目標のうち、10の目標が関わっています。



（３）将来の予測が困難な時代の到来

これから迎える時代は、その特徴である変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字をとって「VUCA」の時代とも言われています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻や各地で生じる軍事紛争などによる国際情勢の不安定化は、まさに予測困難な時代を象徴する事態と言えます。

また、地球温暖化による気候変動やそれに伴う自然環境の変化、局地的な集中豪雨による風水害や地震などの自然災害は、社会や人々の暮らしに大きな影響を与えています。こういった危機に対応する強靭さを備えた社会をいかに構築していくかという観点は、これからの重要な課題です。

日本の高齢化率がピークを迎える 2040 年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となります。

（４）社会の多様化とこどもの権利利益の擁護

社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現することが重要です。

また、成年年齢や選挙権年齢が 18 歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、令和 5 年（2023 年）4 月に施行された「こども基本法」において、こどもの権利利益の擁護及び意見表明などが規定されたことを踏まえ、教育の当事者であるこどもの意見を考慮した施策の展開が必要です。

また、経済先進諸国を中心に個人の幸せの追求についても多様化しており、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」の考え方が重視されてきています。

2 本市の教育の状況

(1) 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

本市の全国学力・学習状況調査の総合平均正答率は、全国平均をやや下回る状況にありますが、小・中学校の9年間の学びを通じた成長を経年で確認することができています。

今後も各種調査実施後の分析によって成果と課題を整理し、授業改善や学習指導要領の趣旨を踏まえた指導の充実を図っていきます。

また、小学校と中学校の教育活動に系統性をもたせるため、地域協育ネットの仕組みを生かした研修等の取組を推進するなど、こどもの発達や学びをつなぐための連携力を強化していきます。

児童生徒にかかる諸問題への対応については、生徒指導主任研修会や教育相談担当者研修会を開催し、具体的な対応策等の情報共有を図ることで、未然防止、早期発見・早期対応の取組を行っています。

また、体力は、健康の維持や学び、成長に向かう意欲や気力に大きくかかわっており、生きる力を支える重要な要素です。望ましい生活環境や食習慣を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携した取組を推進し、心身ともに健康で、未来をたくましく生き抜く力を育成していきます。

(2) 地域ぐるみの教育の推進

本市では、市内全ての公立小・中学校がコミュニティ・スクールの機能を生かし、学校・家庭・地域が連携した教育活動やネットワークづくりを推進しています。

連携の再加速に向けた取組を通して、児童生徒参加型熟議や地域の特色を生かした活動が広がりを見せ、学校運営協議会や地域協育ネット協議会において、その評価・改善を行うことで、こどもたちの「ウェルビーイング (Well-being)」意識が高まっています。

学校・家庭・地域の連携を強化し、「地域の担い手」となるこどもたちが、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要です。

また、児童生徒が地域のイベントなどに参画し、地域づくりの一員として活躍できるよう、地域協育ネットの仕組みを生かしていく必要があります。

(3) 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

これまで本市では、市民向けの講演会や講座などの情報を集約し、生涯学習情報として提供を行ってきました。また、生涯学習フェスティバル、聞いて得するふるさと講座（出前講座）や各年齢期に応じた子育て講座などを実施してきました。

今後、さらに市民の生涯学習の機運を高めるため、市民ニーズに応じた学習メニューの提供や、効果的で分かりやすい生涯学習情報の周知などを充実させる必要があります。

また、「人権尊重社会の実現」に向けて、市民ぐるみの人権学習を積極的に推進するため、セミナーや講演会の実施、地域や学校・企業・団体等での学習会へ人権学習指導員を派遣しています。今後、さらに市民の主体的な人権学習を支援するため、様々な方法で周知していく必要があります。

生涯学習の拠点施設となる市立図書館の運営は、平成28年度（2016年度）から指定管理者制度を導入し、サービスの向上を図っています。『防府市図書館サービス振興基本計画』に沿った図書館サービスが提供されているか検証し、今後の図書館運営に反映していくことが重要です。

(4) 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

本市の学校施設については、平成29年度（2017年度）に老朽化し耐震性のない校舎を解体したことで、耐震化率100%を達成しました。

解体した校舎の建替えは令和元年度（2019年度）で終了し、建物構造体の耐震化関連の工事は全て完了しました。引き続き、外壁改修や屋内運動場の照明器具落下防止など非構造部材の耐震化を進めながら、施設の老朽化した箇所の更新に努めています。

学校施設は、建築後30年以上経過した建物の割合が80.3%となっており、老朽化が進んでいます。『防府市学校施設長寿命化計画』に基づき、建築後40年以上の建物について大規模改修を行い、施設の老朽化対策を進めるとともに、誰もが利用しやすく環境に配慮した、質の高い教育環境の整備を今後も計画的に行う必要があります。

3 こどもの状況

(1) 学力・学習の状況

＜本市の状況＞

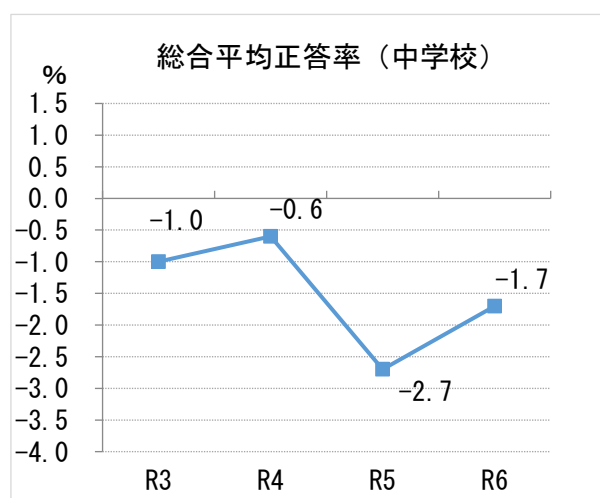
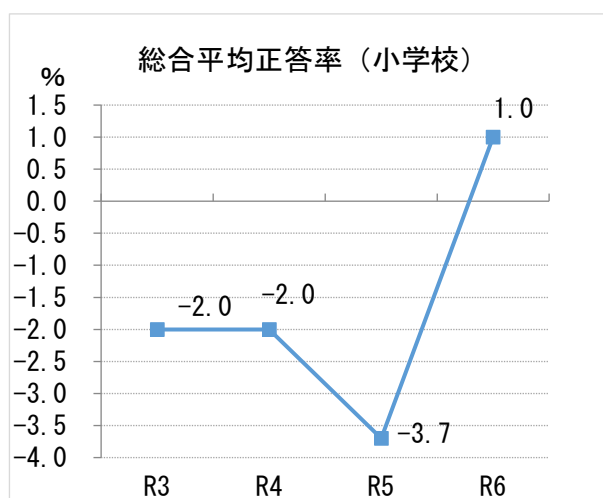
○全国学力・学習状況調査における本市の総合平均正答率は、小学校では、過去3年間は全国平均より下回っていますが、令和6年度においては、全国平均より上回りました。中学校では、直近4年間で全国平均を下回っています。

○各教科別の平均正答率は、小学校では、国語・算数は全国平均よりも上回っていますが、理科は全国平均を下回っています。中学校では、全教科で全国平均を下回っています。

○これらの結果を基にしながら、学力向上に向けた授業改善を更に推進する必要があります。

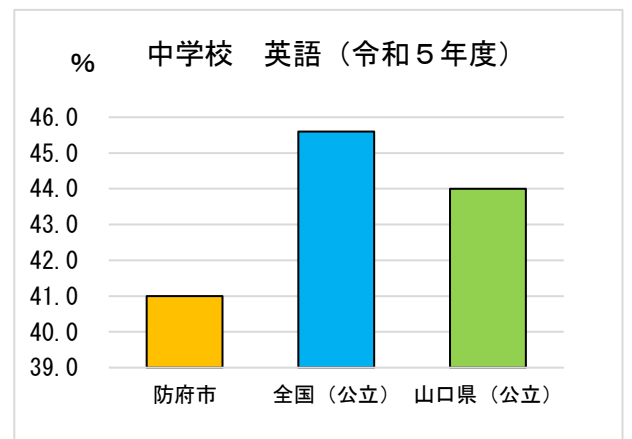
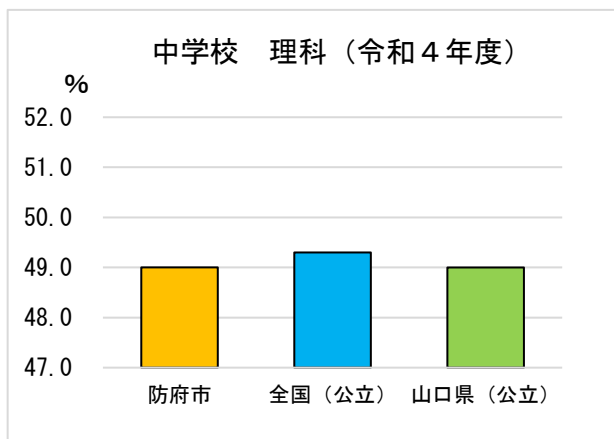
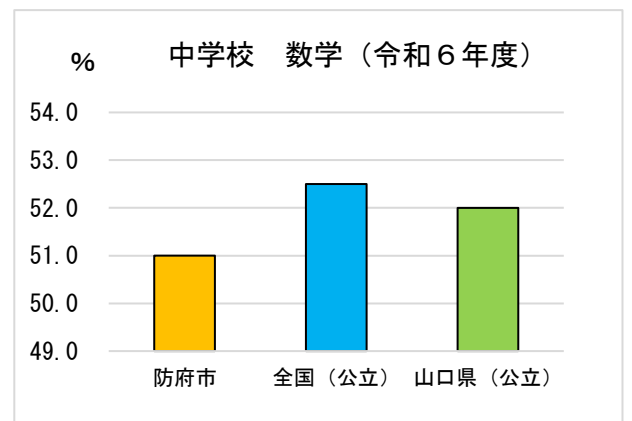
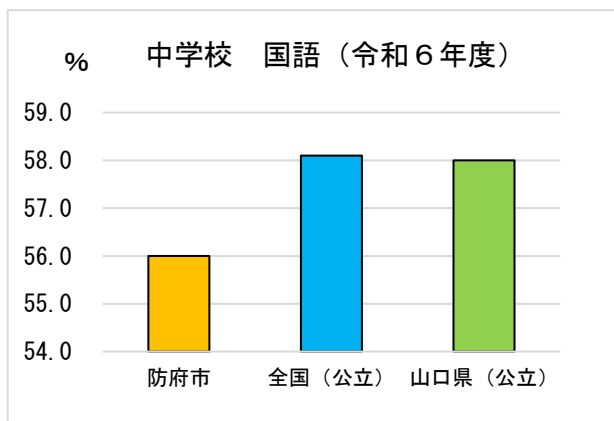
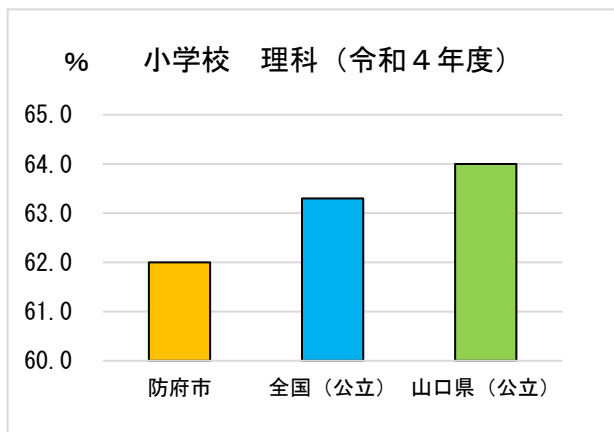
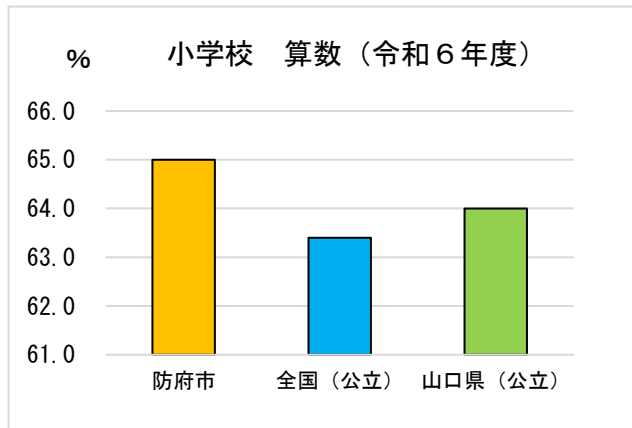
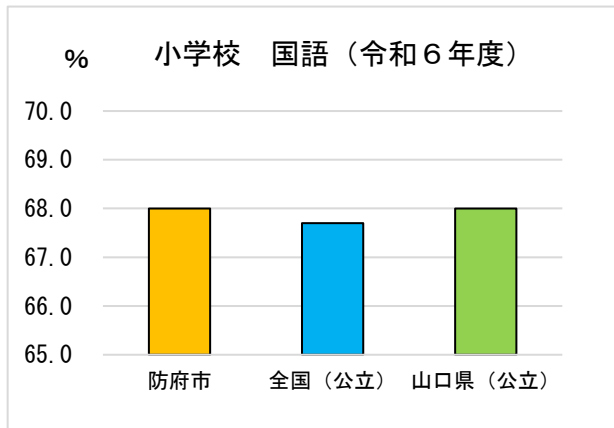
・本市における過去4年間の総合平均正答率【全国学力・学習状況調査】

※R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施



第2章 本市の教育を取り巻く現状と課題

・科目別の平均正答率【全国学力・学習状況調査】

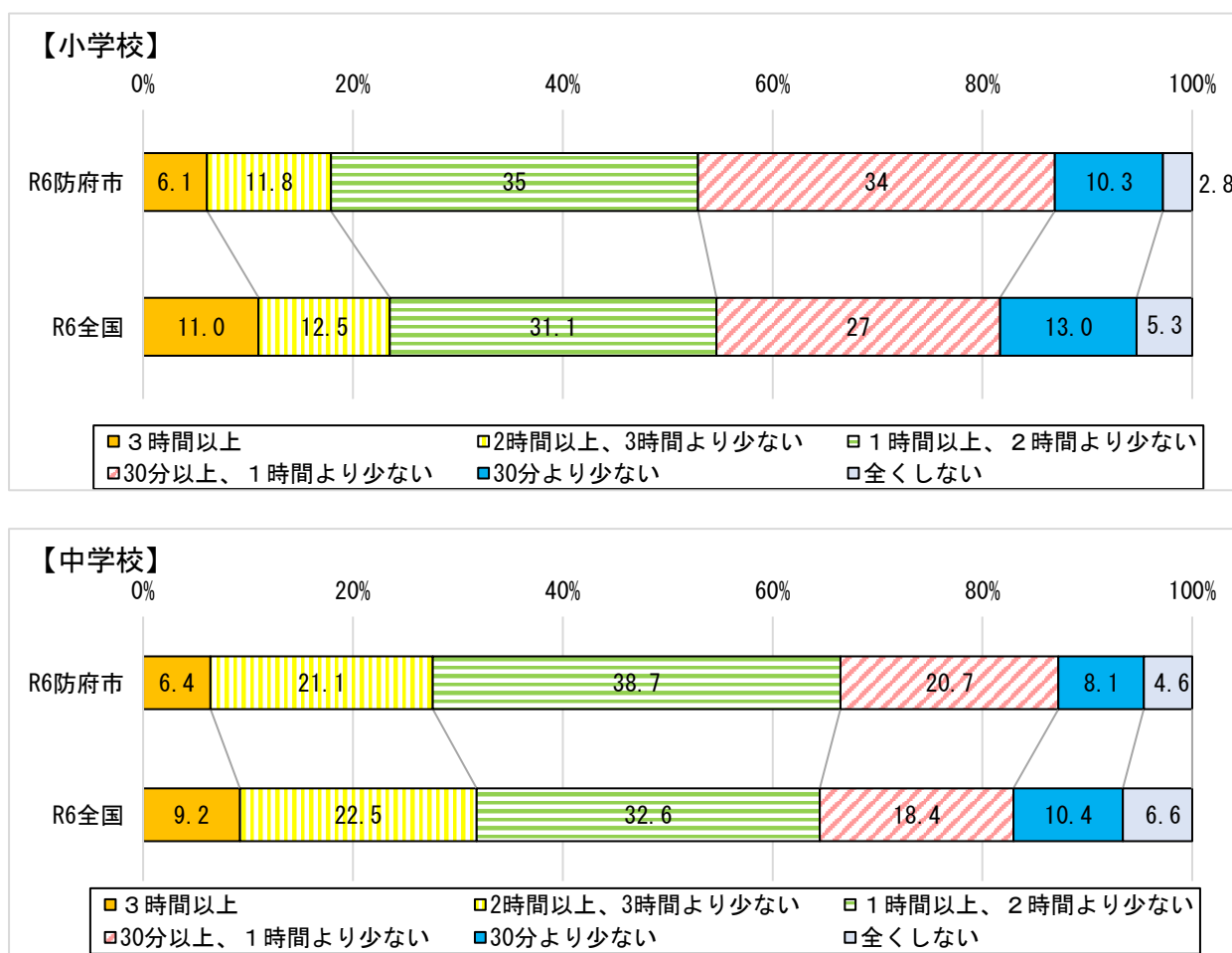


(2) 学習の状況

＜本市の状況＞

- 「平日に学校の授業以外で勉強する時間」について、「2時間以上勉強する」児童生徒の割合が小・中学校ともに全国平均を下回っています。
- 「平日に学校の授業以外で全く勉強しない」児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均を下回っています。
- 学校・家庭・地域が連携し、学校外で学習する習慣の育成や学習の場の確保などに取り組む必要があります。

・学校の授業以外での平日1日当たりの勉強時間【R6 全国学力・学習状況調査】



(3) ICT機器の活用状況

＜本市の状況＞

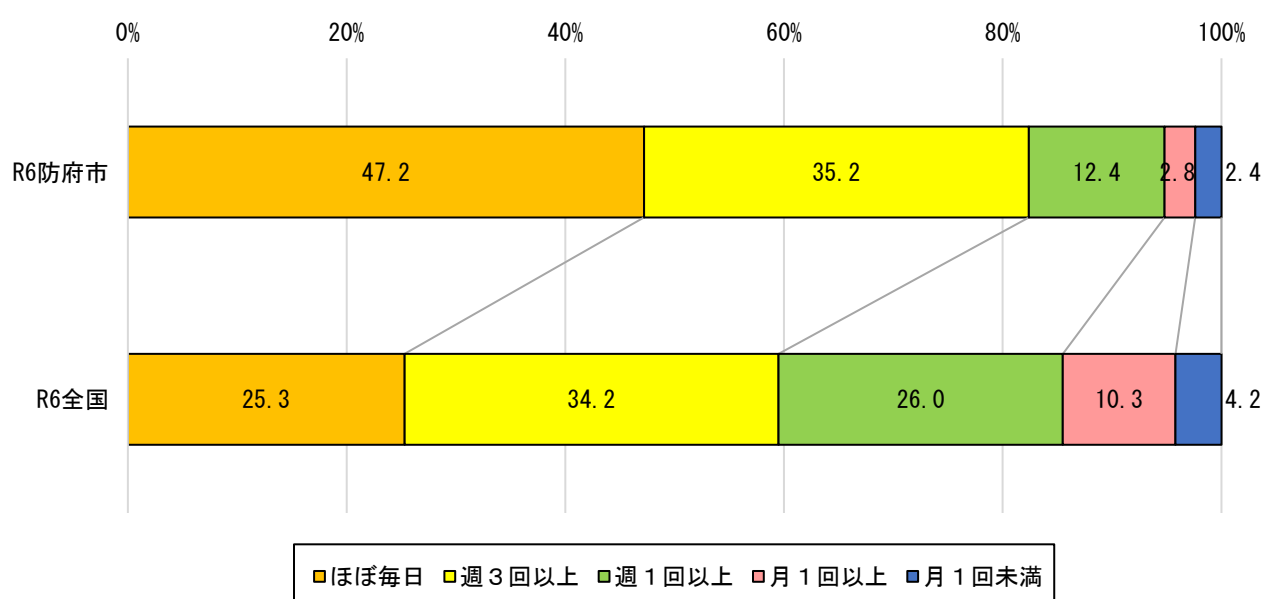
○令和2年度に市内全小・中学校の児童生徒へタブレットの配付を完了しました。

○授業でのICT機器の活用について、小・中学校ともに「ほぼ毎日利用している」が全国平均を大幅に上回っています。

・授業でのICT機器の利用頻度【R6全国学力・学習状況調査】

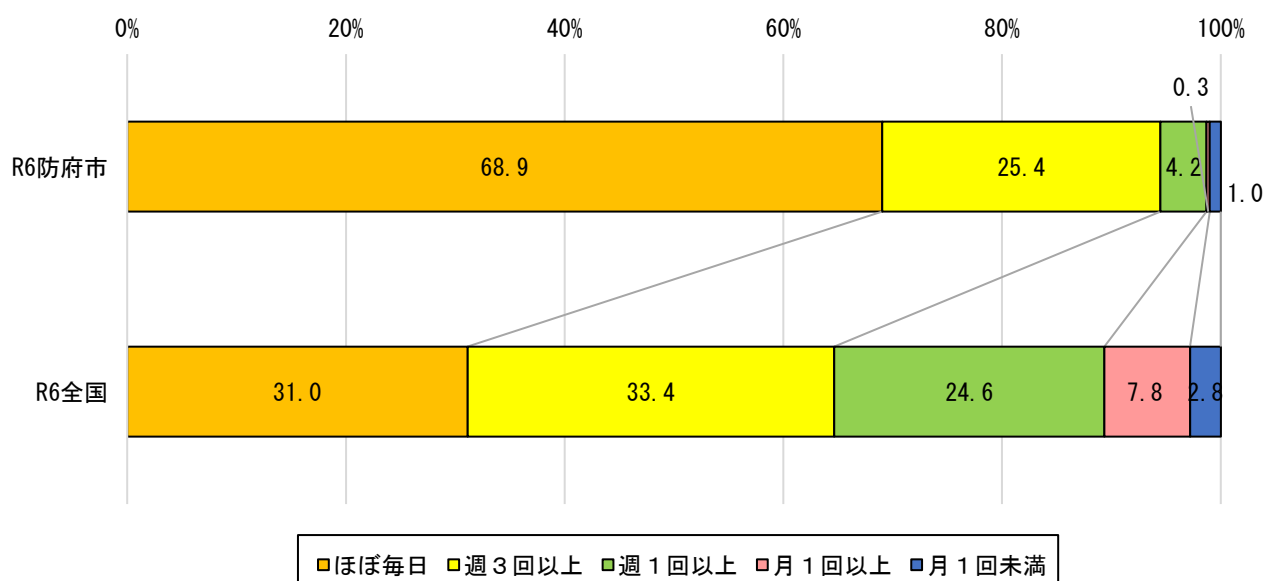
【小学校】

授業でICT機器をどの程度利用したか



【中学校】

授業でICT機器をどの程度利用したか



(4) 体格・体力の現状

＜本市の状況＞

○体格調査では、本市の男子の身長・体重は小・中学生ともに全国平均を下回っています。また、女子については、小・中学生ともに身長は全国平均を下回っており、体重は若干上回っています。

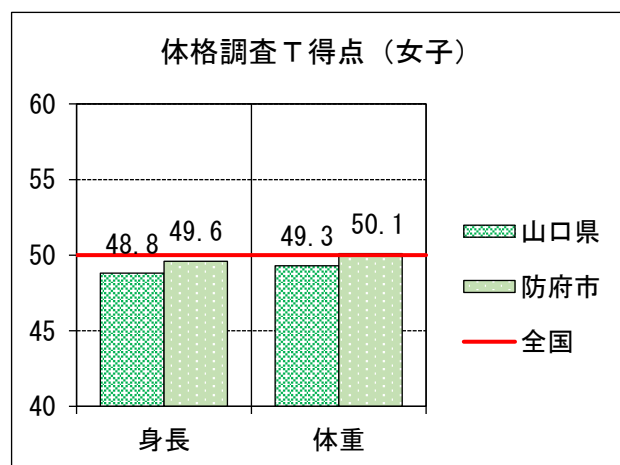
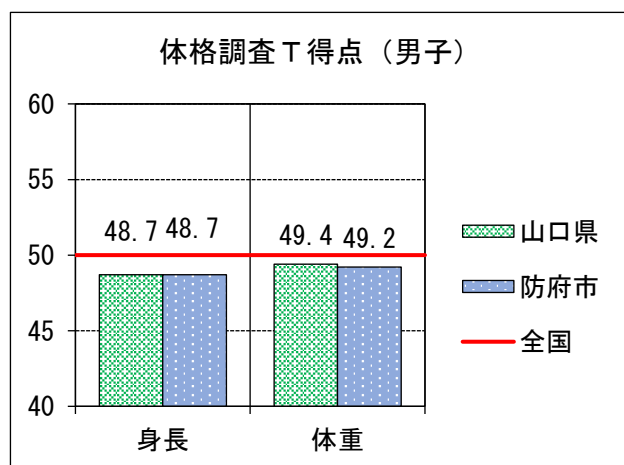
○実技調査では、小学生の体力合計点は、男子は全国平均を下回っており、女子は上回っています。中学生の体力合計点は男女ともに全国平均を下回っています。

○体力の現状としては、柔軟性・投力に課題が見られます。

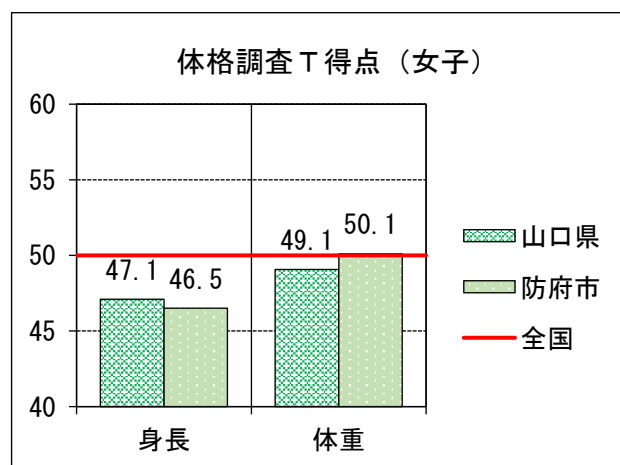
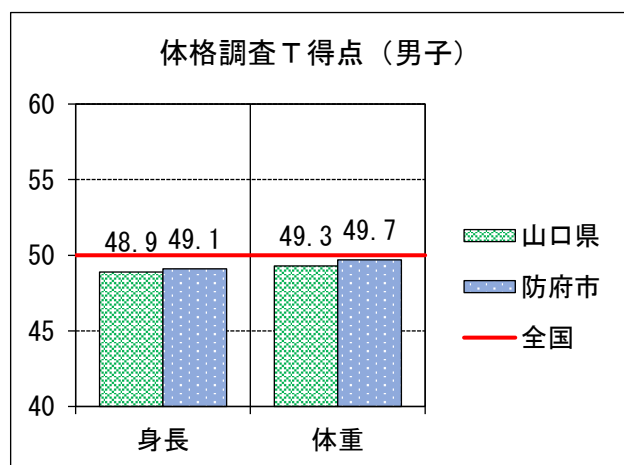
○体力課題の解決に向けた授業改善を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、運動習慣の確立に向けた取組や運動する場の確保などに取り組む必要があります。

・児童生徒の身長・体重【R6 全国学力・学習状況調査】

(小学5年)



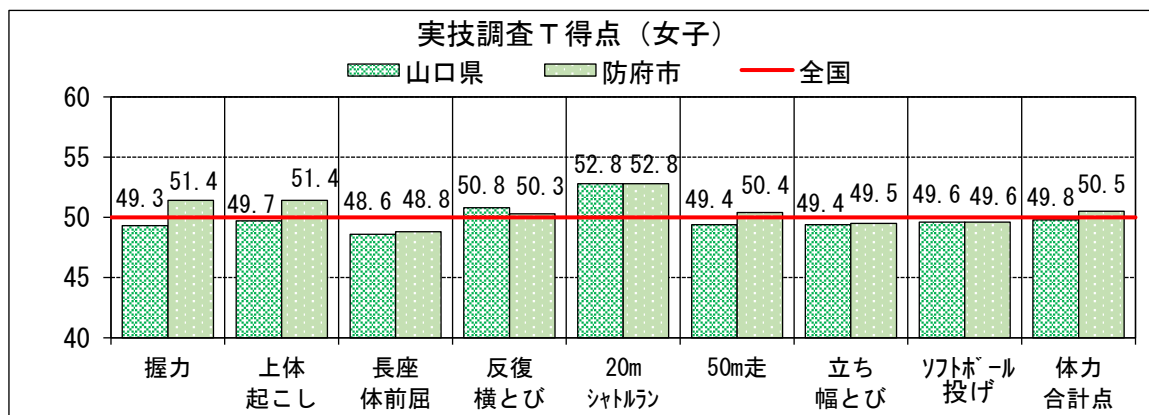
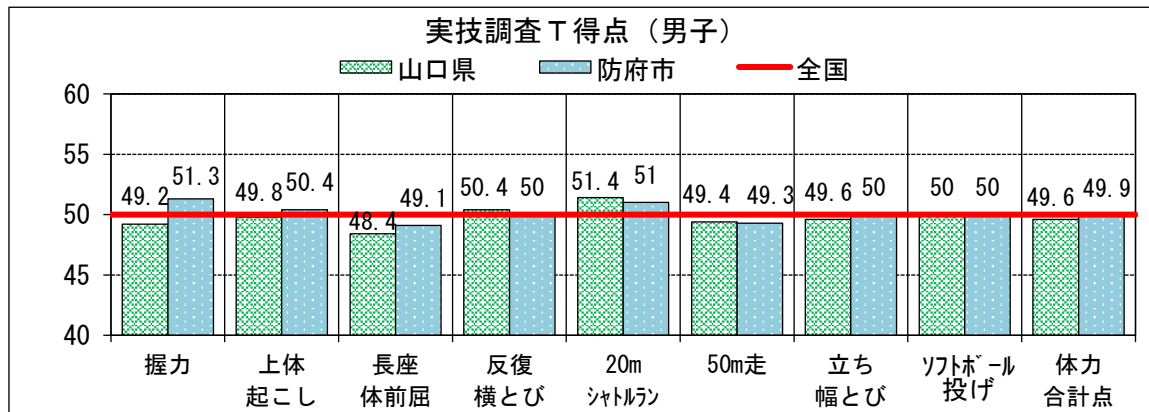
(中学2年)



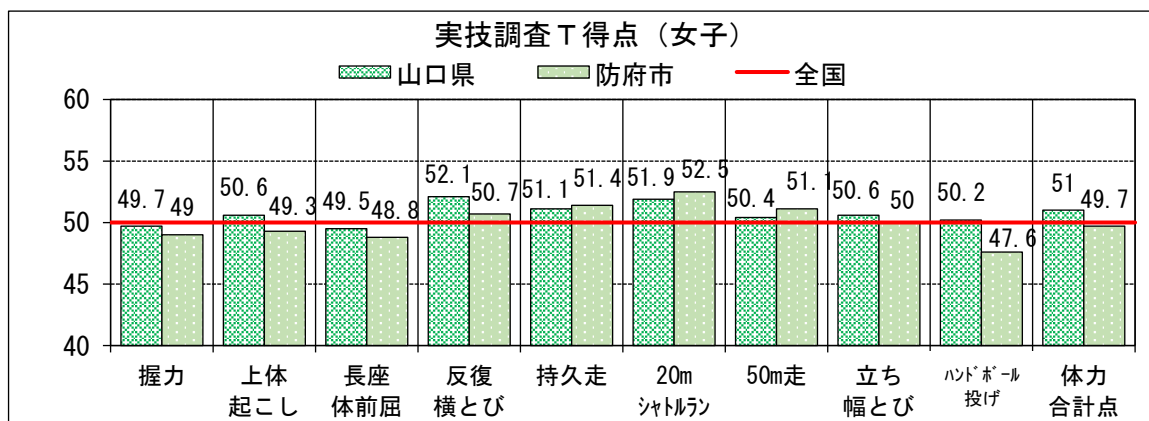
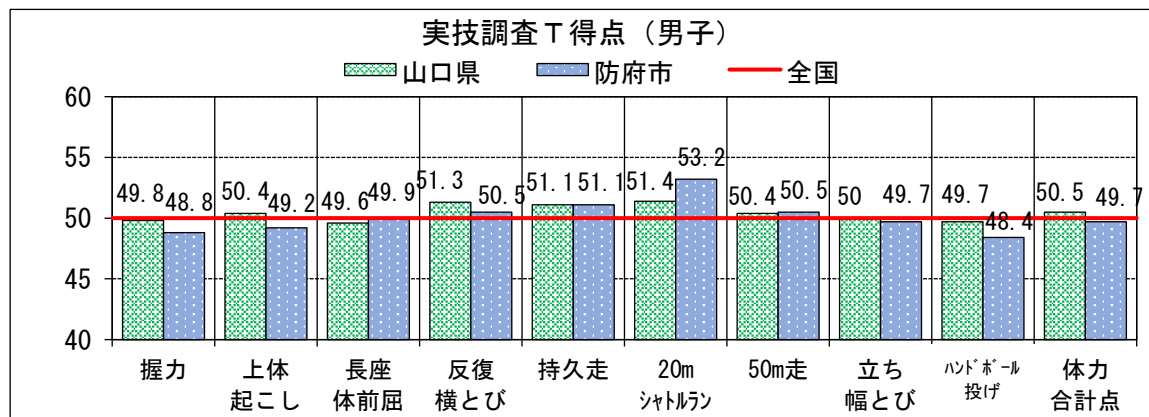
第2章 本市の教育を取り巻く現状と課題

・児童生徒の体力・運動能力【R6 全国学力・学習状況調査】

(小学5年)



(中学2年)



(5) いじめ・不登校の状況

ア いじめの状況

<本市の状況>

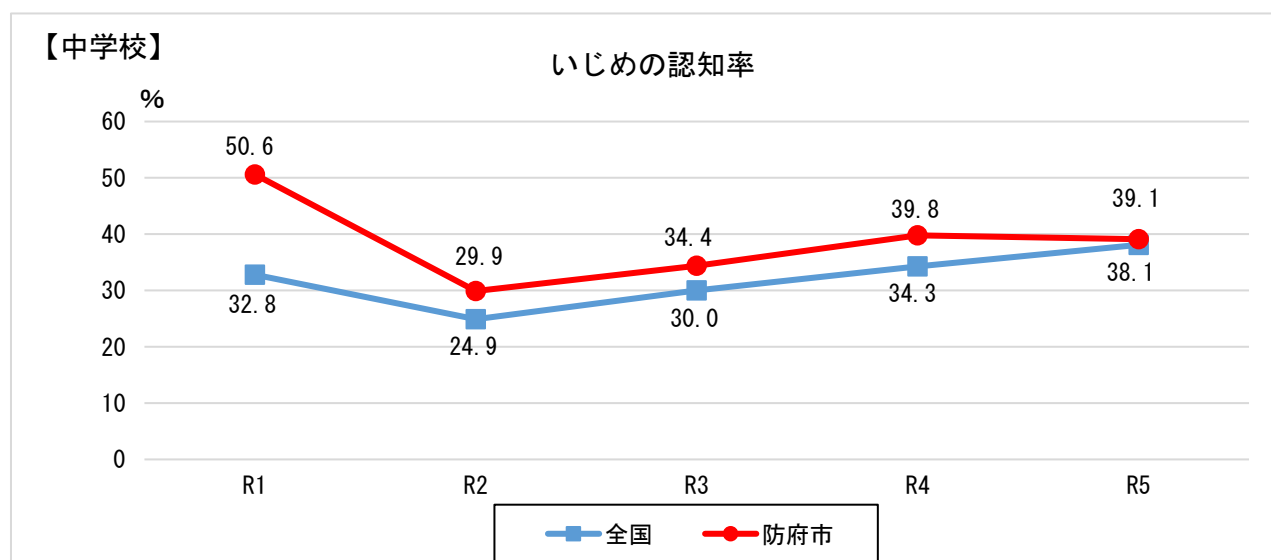
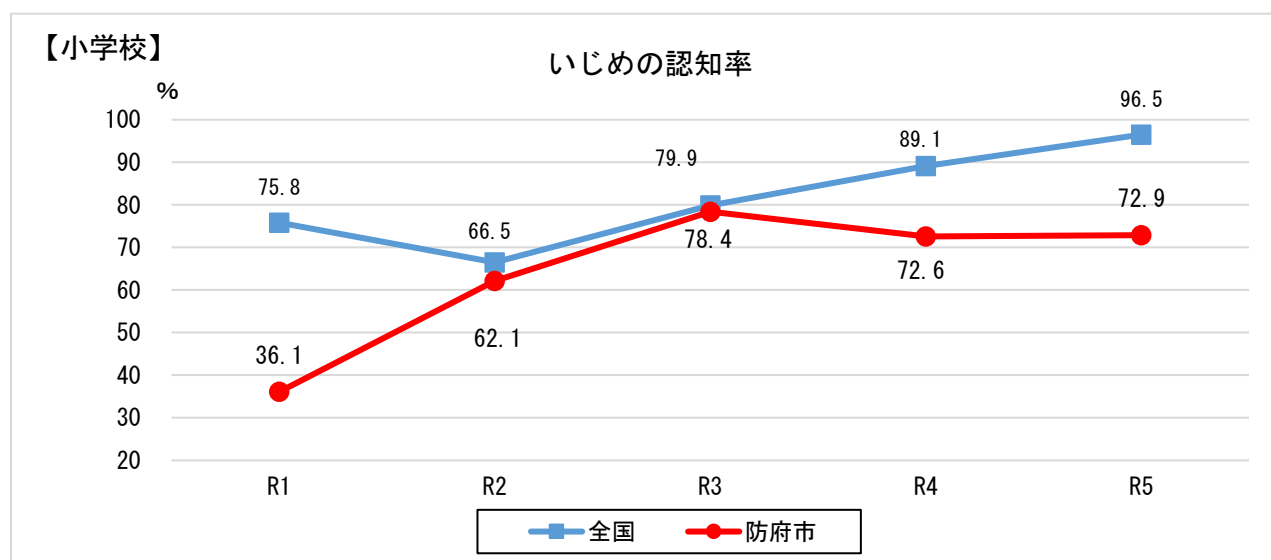
○いじめの認知率については、小学校は全国平均を下回っていますが、中学校は全国平均を上回っています。

○「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」児童生徒の割合は、小・中学校とも全国平均を上回っています。

○発達支持的生徒指導と教育相談体制の充実により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、学校における組織的な対応を充実させる必要があります。

・ いじめの認知率【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査】

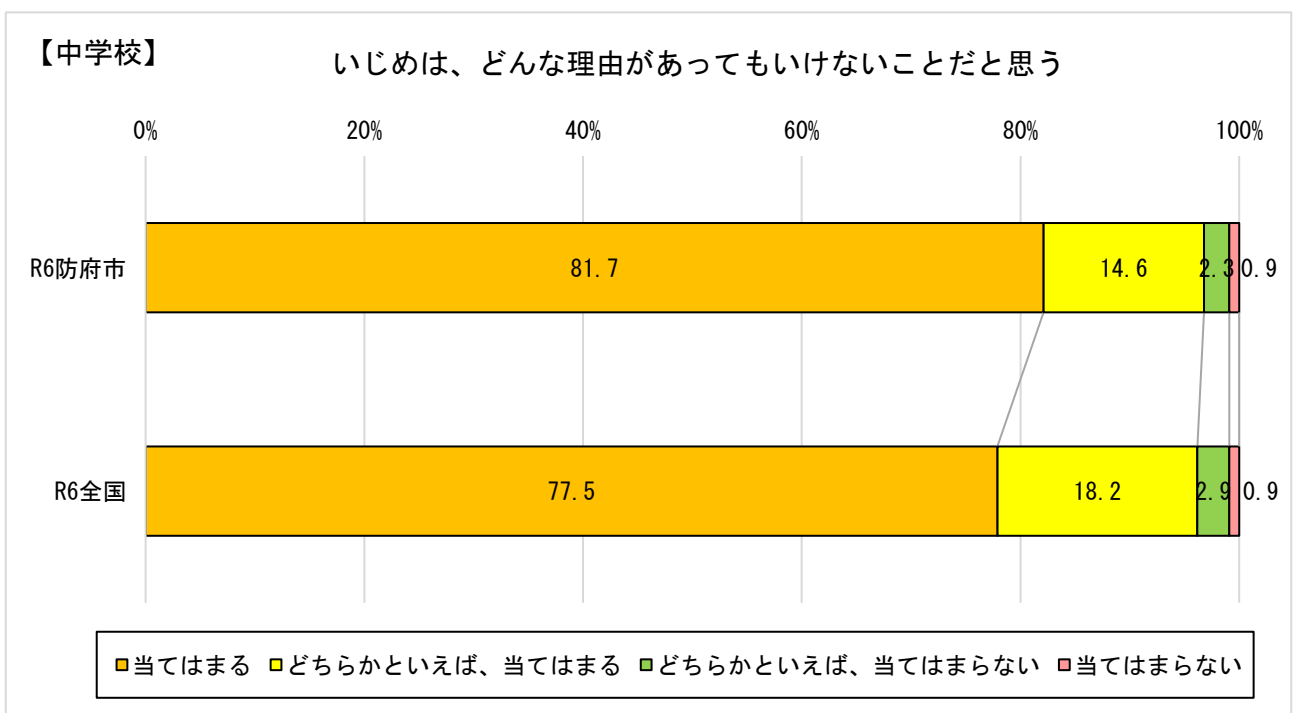
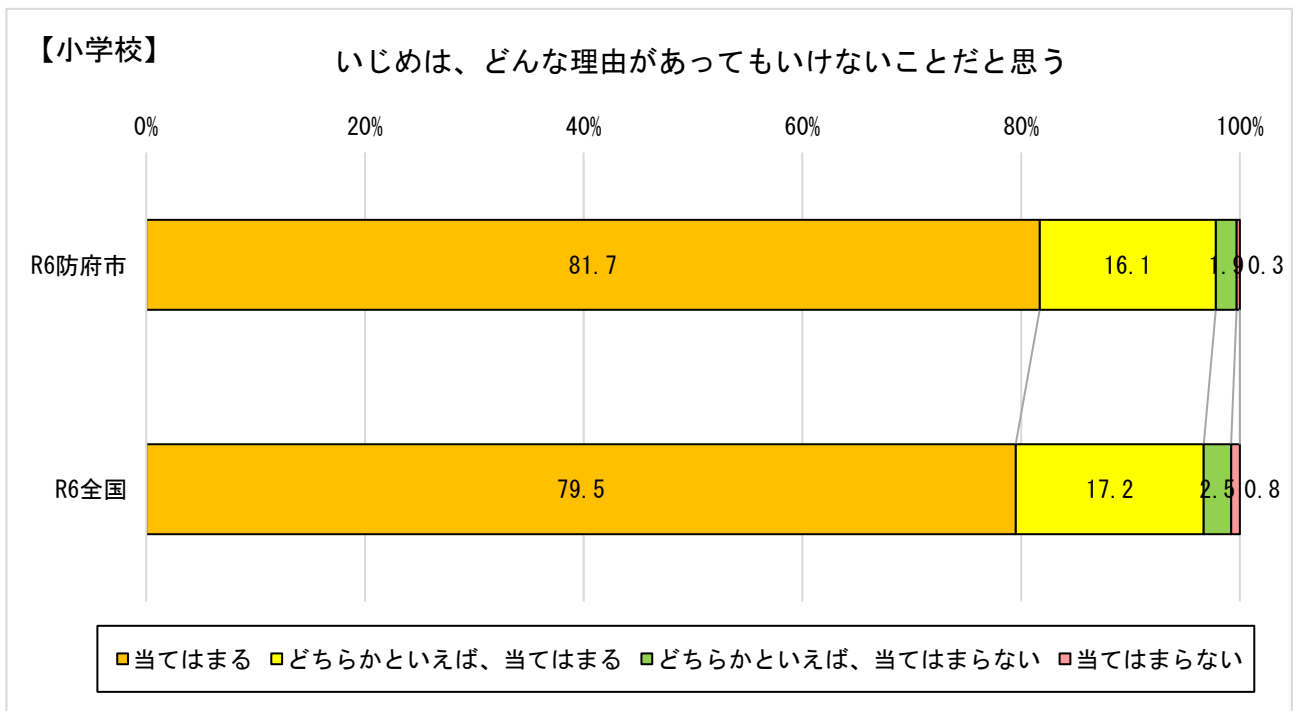
(いじめ認知率：1,000人当たりの認知件数)



第2章 本市の教育を取り巻く現状と課題

・いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合

【R6 全国学力・学習状況調査】



イ 不登校の状況

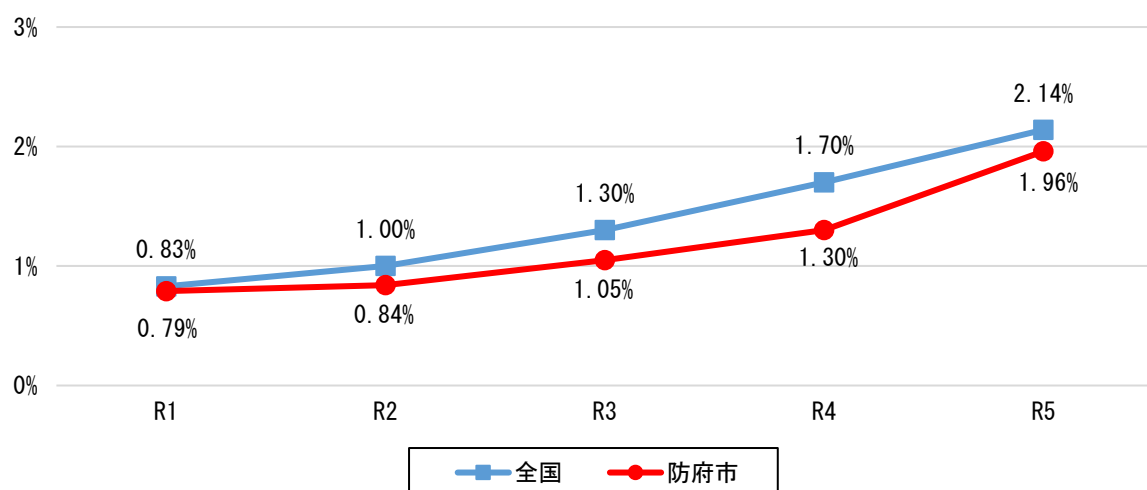
＜本市の状況＞

- 不登校の出現率については、小・中学校とも近年増加傾向にあります。
- 特に、中学校での不登校の出現率は、令和３年度に大幅に増加し、全国平均を上回っています。
- 関係機関との連携強化を図るとともに、魅力ある学校・学級づくりに努め、新規の不登校を生みにくい児童生徒の居場所づくりに取り組む必要があります。

・不登校の出現率【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査】

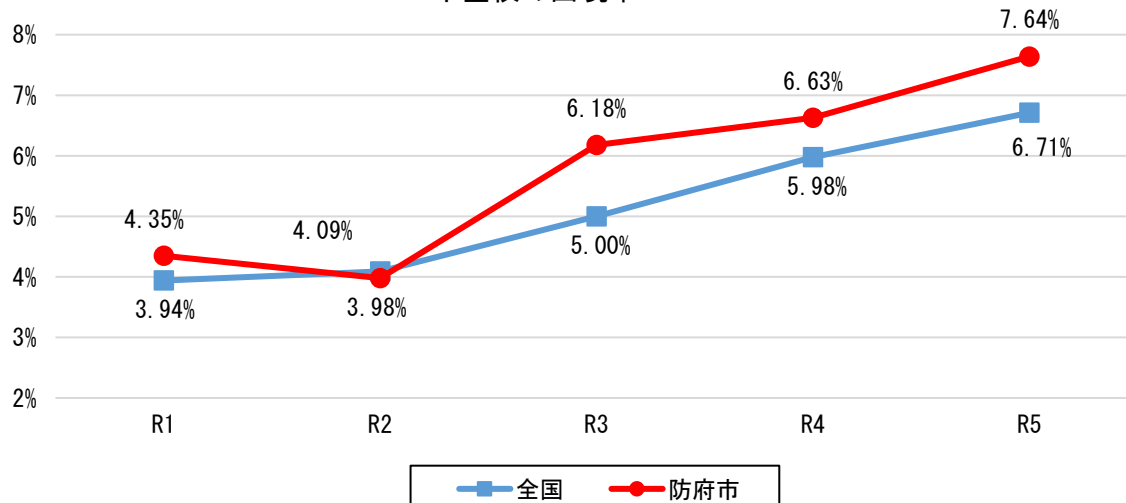
【小学校】

不登校の出現率



【中学校】

不登校の出現率



(6) 意識の状況

ア 豊かな心

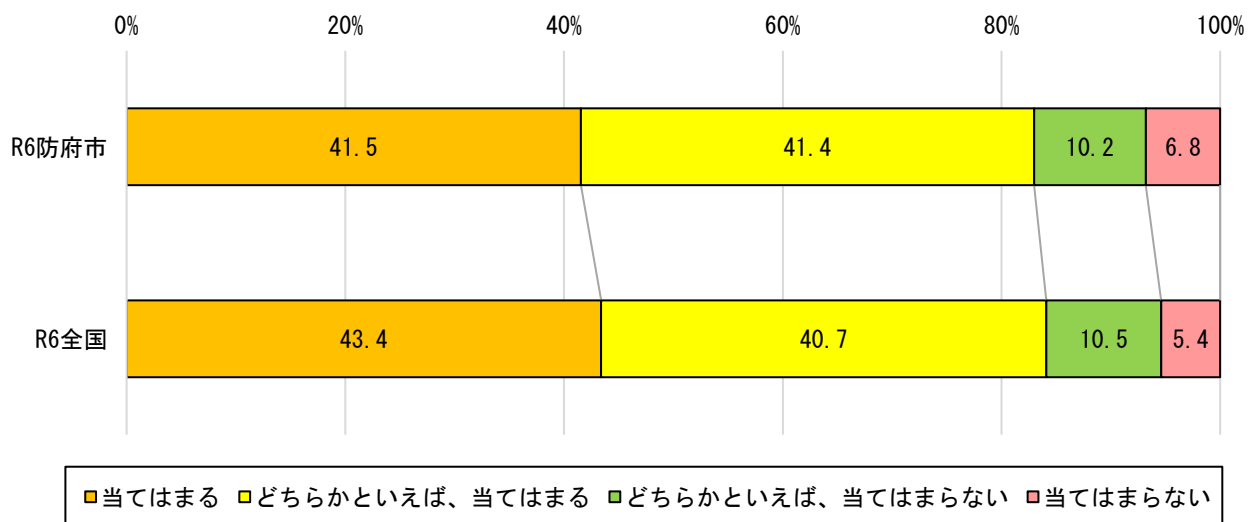
＜本市の状況＞

- 「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の割合は、小学校では全国平均を下回っていますが、中学校では全国平均と同程度です。
- 「将来の夢や希望を持っている」児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均を上回っています。
- キャリア教育の視点から自己を見つめ、自分や他者のよさに気づいたり、将来について考える活動の充実を図る必要があります。

・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合【R6 全国学力・学習状況調査】

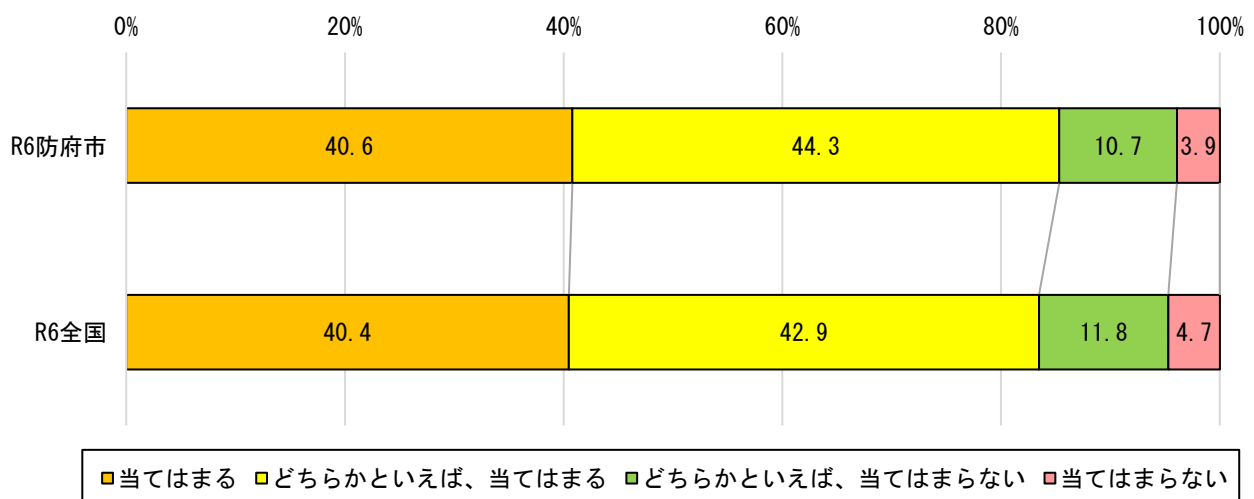
【小学校】

自分には、よいところがあると思う



【中学校】

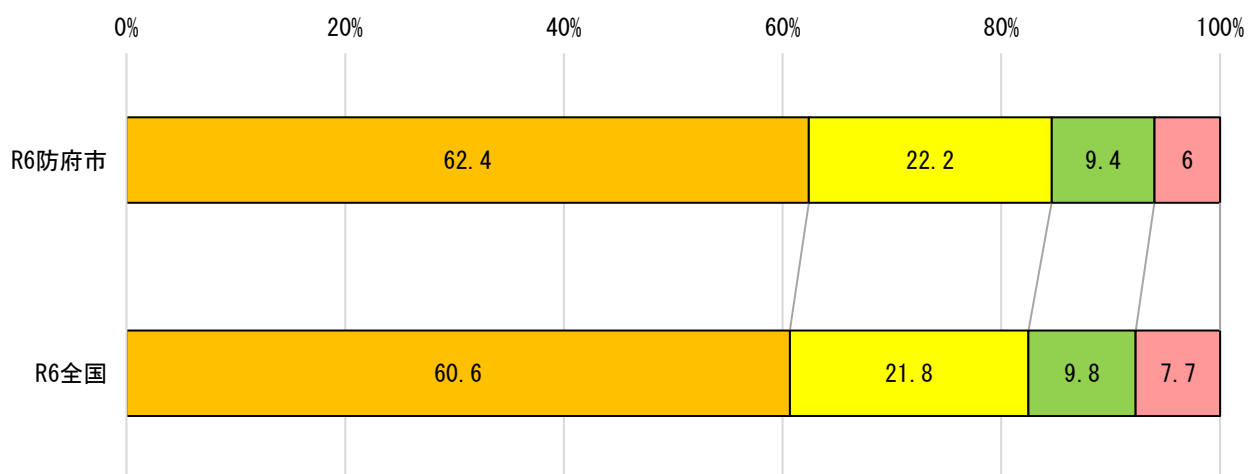
自分には、よいところがあると思う



・将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合【R6 全国学力・学習状況調査】

【小学校】

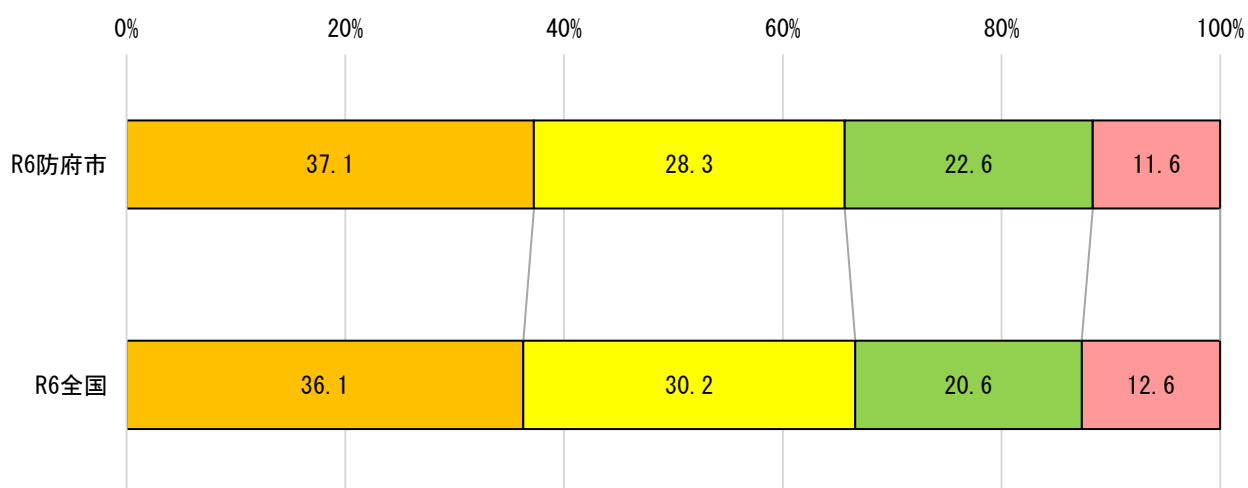
将来の夢や希望を持っている



■当てはまる ■どちらかといえば、当てはまる ■どちらかといえば、当てはまらない ■当てはまらない

【中学校】

将来の夢や希望を持っている



■当てはまる ■どちらかといえば、当てはまる ■どちらかといえば、当てはまらない ■当てはまらない

(7) こどもアンケートの状況

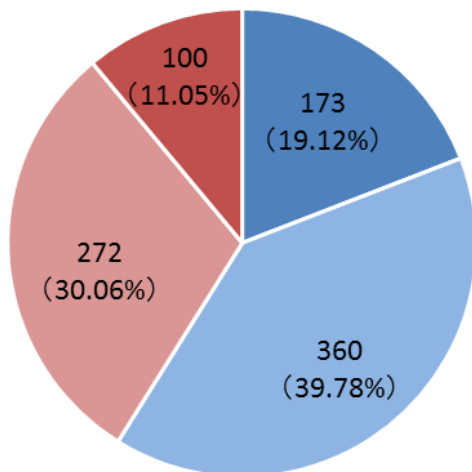
こどもたちの思いを本計画に反映させるため、勉強や活動について「思っていること」について、防府市内の小・中学生にアンケート調査を実施しました。

(対象：防府市内の全小学5年生、全中学2年生【実施結果の詳細は参考資料 P89～97 に掲載】)

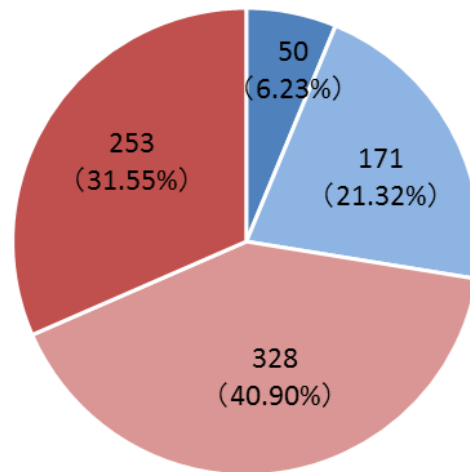
【勉強について】

○「あなたは、勉強することが好きですか」という質問に、小学生は約6割が、中学生は、約3割が「好き」「どちらかといえば好き」と回答しました。

(小学5年生)



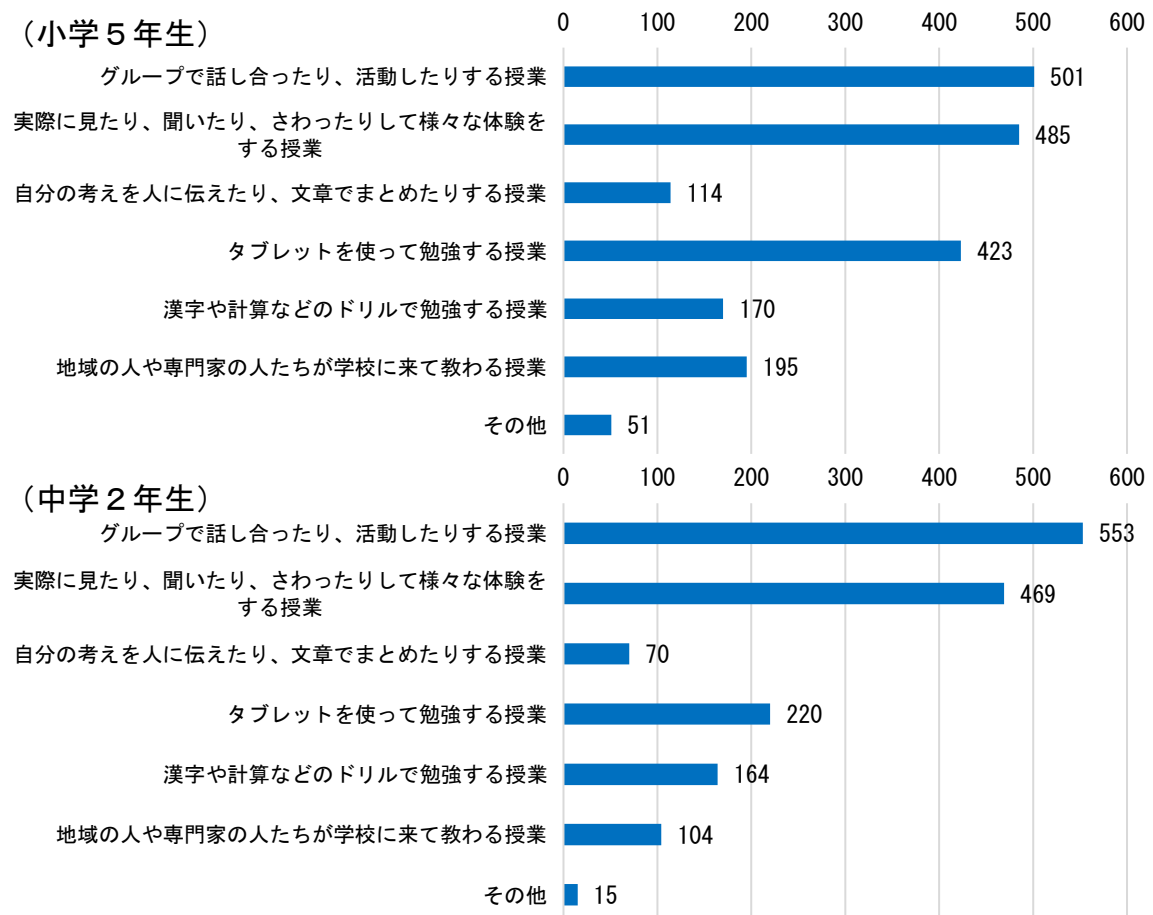
(中学2年生)



- 好き
- どちらかといえば好き
- どちらかといえば好きではない
- 好きではない

【学校の授業について】

- 「あなたは、学校の授業でどのような授業が好きですか」という質問に、小・中学生ともに、「グループで話し合ったり、活動したりする授業」「実際に見たり、聞いたり、さわったりして様々な体験をする授業」「タブレットを使って勉強する授業」に多くの回答がありました。
- こどもたちは、グループで話し合うなど主体的にかかわって学習したり、体験を通して学びたいという意欲が高いことがうかがえます。これを受けて、こども主体の教育活動が望まれていると考えます。
- また、タブレットを使って学びたいというこどもたちも多く、ICT 機器の効果的な活用が望まれます。
- 小・中学生ともに、「自分の考えを人に伝えたり、文章でまとめたりする授業」の回答が少なくなっています。
- 全国学力・学習状況調査の「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか」という設問に対して、全国平均と比較して回答数が低かったことと併せ、学習内容や自らの考えを分かりやすくまとめ、伝えることが課題であることがわかります。



【悩みについて】

- 「あなたは、今、なやんでいることや不安なことがありますか」という質問に、小学生は「特にない」という回答が多かった一方で、中学生は「勉強や成績のこと」「進路や将来のこと」で悩んでいるこどもが半数以上いることがわかりました。
- 多くは、母親や父親、友達など相談相手がいるが、「相談はしない」と回答もあり、相談体制の充実が望まれます。

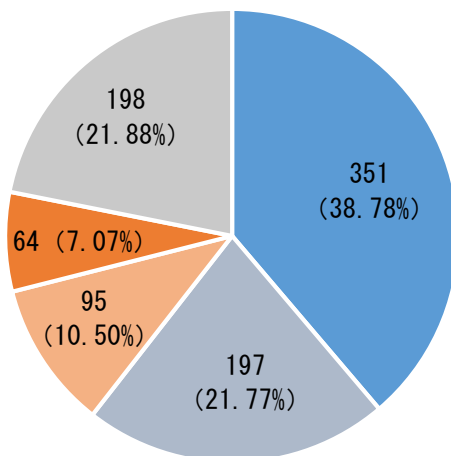
【読書について】

- 「あなたは読書が好きですか」という質問に、小学生の約7割、中学生の5割以上が「好き」「どちらかといえば好き」と回答しました。
- 読書が好きで本を借りるこどもが多く、今後も学校図書館と防府図書館が相互に連携しながら充実させていくことが望まれます。

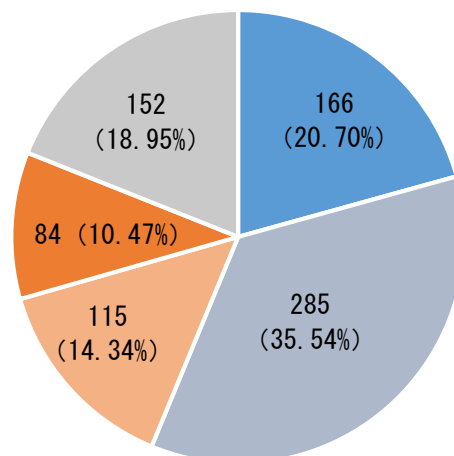
【防府市について】

- 「大人になっても防府市に住み続けたいと思いますか」という質問に、小学生の約6割、中学生の5割以上が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しました。
- 日頃からの地域とのつながりを大切にする教育を今後も継続していくことで、肯定的に考えるこどもが増え、将来の担い手として期待されます。

(小学5年生)



(中学2年生)



- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- わからない

第3章 計画の基本的な考え方

1 本市教育のめざす姿

本市教育のめざす姿として「まちの姿」、「人の姿」を明確にし、これを実現するための基本目標や施策の柱を次のとおり定めます。

【めざすまちの姿】

教育のまち 日本一 ～楽しく学んで幸せに～

私たちのまち防府は、自然・歴史・文化・産業、そして人という財産を有し、多くの学びの機会に恵まれた、教育を大切にするまちです。

このまちでは、誰もが生涯にわたり楽しく学び続け、学んだことを様々な方法で表現し、自己実現を果たすことができます。また、こどもたちは、まち全体のあたたかい見守りの中で、しっかりと育っています。この教育的風土は、日本全国に誇れるものです。

変化が激しく、将来の予測が困難な時代においては、一人ひとりが主体的に物事に向き合い、自らの力で未来を切り拓いていく姿勢が求められます。その力は、何かを初めて知ったときや新たにできたとき、一人ひとりが学びを通して喜びや達成感を味わう瞬間に育まれていきます。

このまちに住むすべての人々が、楽しく学び、それぞれの幸せや生きがい、地域や社会が幸せや豊かさを実感できるよう、教育を通じてウェルビーイングの向上をめざします。

そんな「教育のまち」づくりを、学校・家庭・地域が協働して、まち全体で進めていきます。

【めざす人の姿】

○ 学びを楽しみ、変化に立ち向かう人

グローバル化や情報化が進展する現代において、様々なものが急速なスピードで複雑相互に影響し合い、先を見通すことが難しくなっています。

この予測不可能と言われる社会を主体的に生き抜くためには、これらの変化に正面から立ち向かう気持ちと、市民一人ひとりが夢や希望、志を常に胸に抱き、その実現に向けて、様々な方法で学び続けることが大切です。その成果を社会や地域に活かしていくことを楽しむ気持ちをもつことが、人生を豊かにするうえでのさらなる励みとなります。

そのため、学校教育で培った豊かな学びを基盤にして、社会や地域の中で多様な学びを楽しく継続し、世の中の変化に柔軟に対応し、誇り高く、何事にも立ち向かう人へと未来を託します。

○ 多様性を尊重し、他者と豊かにかかわる人

変化の激しい時代を生き抜くためには、困難に対して、豊かな知識と経験でその状況に対応していくたくましさだけでなく、異なる価値観や文化を理解しながら積極的にかかわり、お互いに協働していくことが大切です。

人の心の痛みや思いを受け止めて、共に生き抜いていく喜びを感じ取ることができる人たちによって、安全・安心で豊かな社会が創られていきます。

○ ふるさとを愛し、未来を創る人

防府市民一人ひとりに、ふるさとの自然を肌で感じ、偉大な先人や重要な建造物・遺跡等から歴史や文化を学び、このまちを好きになり、そして誇りに思ってもらいたいと考えます。

その上で、人口減少が課題となっている今、防府のよさや課題を共有しながら、知恵を出し合ってクリエイトする、編み出す、発明することで、将来にわたって発展し続けるまちづくりが実現します。ふるさとを愛し、「つなぐ」から、「創る」へ進化する人をめざします。

2 基本目標

未来社会を見据え、たくましく生き抜く人材の育成

これからの時代を生きる私たちは、どのような困難にも屈することなく対応していくことが大切です。個々人がそれぞれに自己実現を目指し、たくましく育ってほしいと考えます。未来を見据えて生き抜くと言うことは、今を大切にすることも含んでいます。

教育は、人や地域、ふるさとの自然、歴史、文化などの様々なふれあいの中で、自らの生き方について考え、実践していく力を養うために重要な役割を果たしています。

そして、誰もが等しく教育を受ける機会が与えられる中で、自らを高め、その成果を地域に還元できる生涯学習社会を実現する必要があります。

様々な現代的課題に対しては、粘り強く何度も挑戦していくことが大切であり、失敗や挫折を繰り返しながらも、それらを経験として捉える前向きさが重要です。

そこでは、身体的なたくましさとともに、精神的なたくましさも求められます。

また、日常的な課題に対しては、それを自分事として捉え、自立した社会の一員として、他者と関わり合いながら取り組むことが大切です。

これから先、先端技術が高度化し、超スマート社会が到来しても、人と人との関わることは重要であり、周りの人の人生も含めて、主体的に、よりよい方向へと進み続けるという強い意思を持って生き抜く必要があります。

私たちは、このような人材を育成することを目標とします。

3 施策の柱

本市のめざす教育の姿の実現に向けて、基本目標を達成するため、5つの施策の柱を基に施策を展開します。

I 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

未来を見据えてたくましく生き抜く力や未来に向けて創造する力を備えた人材育成に向けて、豊かな人間性と確かな学力、健康・体力を育む、特色ある教育活動を推進していきます。

II 誰一人取り残されることのない教育の推進

すべてのこどもが背景や環境に関わらず、公平に質の高い学びを受けられるように教育機会を確保し、誰一人取り残されない教育を推進していきます。

III 地域ぐるみの教育の推進

学校・家庭・地域が一体となってこどもたちの活動を支え、豊かなつながりの中で地域ぐるみの教育を推進していきます。

IV 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

生涯にわたって自己実現のために主体的に学び、その成果を地域に生かすことを通じて、人と地域の活性化を推進していきます。

V 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

安全・安心な教育施設の整備や、教職員の資質能力の向上等、質の高い教育環境づくりを推進していきます。

第4章 今後取り組むべき施策

1 施策体系

めざす姿	基本目標	施策の柱	基本施策
めざすまちの姿 教育のまち 日本一 楽しく学んで幸せに めざす人の姿 学びを楽しみ、変化に立ち向かう人 多様性を尊重し、他者と豊かにかかわる人 ふるさとを愛し、未来を創る人	未来社会を見据え、たくましく生き抜く人材の育成	I 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進	① 豊かな人間性と確かな学力の育成
			② 教育 DX の推進
			③ 学校図書館の充実と読書活動の推進
			④ 体力向上、学校保健、食育・学校給食の充実
			⑤ 幼児期における教育の充実
			⑥ キャリア教育の推進
		II 誰一人取り残されることのない教育の推進	① 生徒指導・相談体制の充実
			② 特別支援教育の充実
			③ 教育機会の確保の推進
		III 地域ぐるみの教育の推進	① 地域とともにある学校づくりの推進
			② 青少年の健全育成
			③ 地域クラブ活動の推進
		IV 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進	① 生涯学習機会の充実
			② 生涯学習を支える人材の育成と活用
			③ 人権教育・人権学習の推進
			④ 生涯学習の拠点となる施設の充実
			⑤ 図書館の充実と読書活動の推進
		V 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進	① 安全・安心な施設整備、教育環境の確保
			② 学校安全の推進
			③ 学校における働き方改革の推進
			④ 教職員の資質能力の向上

主な取組	
◆P D C Aサイクルによる確かな学力の定着と向上 ◆人権教育の充実 ◆道徳教育の充実 ◆体験活動の充実 ◆主体的に社会の形成に参画する態度の育成	
◆教育データを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 ◆ネットワーク環境整備や タブレット端末の整備 ◆I C T機器・生成AI・クラウドサービスを適切に運用するための人材育成 ◆情報モラル教育の充実 ◆タブレット端末を活用した家庭における学びの充実	
◆本や活字に親しむ読書活動の推進 ◆関係機関との連携による学校図書館活動の充実 ◆学校司書の配置	
◆体力向上に向けた組織的な取組の推進 ◆望ましい生活習慣・食習慣の定着に向けた組織的・計画的な 学校保健・食育の推進 ◆現代的な健康課題の解決に向けた学校保健の充実 ◆「生きた教材」である学校給食の充実 ◆安全安心な給食の提供	
◆保幼小の連携・接続の推進 ◆子育てに関する相談体制の充実 ◆乳幼児機関への支援の充実	
◆各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の推進 ◆職場体験等の体験学習活動の充実 ◆企業展示の充実 ◆家庭・地域との連携強化	
◆発達支持的生徒指導の充実 ◆問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実 ◆緊急時等の学校への支援体制の充実	
◆早期からの一貫した教育支援 ◆特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの推進 ◆特別支援学級における教育の充実 ◆校内支援体制の充実	
◆地域の特色を生かした教育の推進 ◆日本語指導が必要な児童生徒への支援 ◆経済的支援の充実 ◆修学支援の充実 ◆私立高等学校への支援 ◆教育支援の充実	
◆地域とともにある学校づくりの推進（コミュニティ・スクール） ◆学校を核とした地域づくりの推進（地域協育ネット）◆家庭教育支援の充実	
◆家庭教育機能の強化 ◆非行・問題行動の防止活動や有害な環境の改善活動 ◆青少年活動の支援 ◆こどもの安全・安心対策	
◆防府モデルによる地域クラブ活動への支援 ◆移動支援の充実	
◆生涯学習情報発信の充実 ◆多様な学習機会の提供 ◆生涯学習相談体制の充実 ◆産学公民の教育ネットワークの強化	
◆生涯学習指導者やボランティアの育成機会の充実 ◆ほうふ幸せます人材バンクの充実 ◆学習成果発表の機会づくり ◆社会教育関係団体や各種ボランティア団体への支援	
◆市民ぐるみの積極的な推進 ◆推進体制の充実 ◆人権学習への支援 ◆教職員の人権意識の高揚	
◆公民館の整備・充実 ◆公民館活動の充実 ◆青少年科学館ソラールの充実	
◆図書館資料の質・量両面の充実 ◆図書館事業の推進とサービスの充実 ◆こどもの読書活動の充実と支援	
◆学校施設の整備 ◆学校施設非構造部材の耐震化 ◆学校教材の整備	
◆児童生徒への安全教育の充実 ◆機能する危機管理体制の確立 ◆地域・家庭と連携した学校安全体制の整備 ◆防災教育と防災管理を一体的に捉えた学校防災の充実	
◆業務の見直しと効率化 ◆勤務体制等の改善 ◆学校支援人材の活用	
◆教職員研修の充実と人材育成	

2 基本施策

施策の柱 I 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進



基本施策 I-① 豊かな人間性と確かな学力の育成

現状と課題

令和6年度(2024年度)の全国学力・学習状況調査^{※1}における「人が困っているときは、進んで助けていますか」「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の質問において、肯定的な回答をした本市の児童生徒の割合は、全国平均と同程度です。

また、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」という質問についても全国平均と同程度となっています。

「豊かな人間性」の育成のために、人権教育を推進するとともに、家庭や地域との一層の連携を進め、学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳の授業改善を推進する必要があります。

また、令和6年度(2024年度)の全国学力・学習状況調査の本市における平均正答率は、小学校では国語・算数ともに全国平均を上回っています。中学校では国語・数学ともに全国平均を下回っています。正答数分布を分析すると、小学校国語・算数において正答率80%以上の上位層は全国と同程度です。

防府市のこどもたちの学力水準をさらに向上させるためには、日々の授業改善を組織的に推進することが重要です。そのために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた取組を推進する必要があります。

1 全国学力・学習状況調査：平成19年度から文部科学省が実施している、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を目的とした全国的な調査。小学校6年生と中学校3年生を対象に、「教科に関する調査」(国語、算数・数学(理科・英語は3年に1回程度実施))と生活習慣等に関する「児童・生徒質問調査」、学校環境等に関する「学校質問調査」が行われる。

さらに、社会のグローバル化や地球環境問題の深刻化等、変化の激しい時代において、他者と協働して課題を解決していくことや、現代的な諸課題に対して情報を積極的に活用し、主体的に判断した上で行動する能力を身に付けることが求められています。

そのような中、全国学力・学習状況調査において、「分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することができる」という質問の回答は、小学校・中学校ともに全国平均を下回っています。今後、こども主体の学びを展開する必要があることがうかがえます。

また、公職選挙法の改正により、18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことも踏まえ、児童生徒に対して、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育の必要性が増しています。

取組の方向性

- 豊かな人間性を育むため、家庭や地域と育てたいこども像を共有し、各校に応じた指導体制を工夫します。
- 学校・家庭・地域の連携・協働により、こども主体の教育活動を展開します。
- 学力向上プラン^{※2}に基づく組織的・計画的な取組を推進します。
- 「ICT 機器の活用」・「学び直し^{※3}」・「補充学習」等、こどもたちの実態に即した学習活動を展開します。

2 学力向上プラン：全国学力・学習状況調査等を基に、各校・各学年等で作成する学力向上に向けた取組のプラン。

3 学び直し：授業で扱った内容をプリント等で再び学習すること。

主な取組

◆PDCAサイクル^{※4}による確かな学力の定着と向上

全国学力・学習状況調査と山口県学力定着状況確認問題を合わせた年間2回のPDCAサイクルによる取組（学力向上プランの作成・組織的な授業改善・結果の検証）を徹底します。また、課題となった点については「学び直し」・「補充学習」等による対応を行います。

◆人権教育の充実

「山口県人権推進指針^{※5}」及び「山口県人権教育推進資料^{※6}」に基づく互いの人格を尊重した態度や言動を育む指導の充実に努め、一人ひとりを大切にする教育を推進します。また、人権に関する作文・標語等の作品募集に対して積極的な参加を促し、児童生徒の人権感覚を育む機会として活用します。

◆道徳教育の充実

道徳教育の要となる道徳科の授業の充実に向け、「考え、議論する道徳」を推進します。また、ゲストティーチャー^{※7}を活用した授業や、家庭や地域と連携した道徳科の授業を推進します。

◆体験活動の充実

児童生徒の豊かな人間性を育むため、特別活動や総合的な学習の時間等において、家庭・地域と連携・協働しながら、自然体験活動や社会奉仕体験活動、交流体験活動等の充実に図ります。

◆主体的に社会の形成に参画する態度の育成

学校教育のほか、関係機関や地域と連携した教育活動など、こども主体の教育活動を展開し、社会の一員として主体的に取り組む態度の育成を図ります。

4 PDCAサイクル：Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）の一連のプロセスをくり返し行い、継続的に改善する方法。

5 山口県人権推進指針：山口県が策定した人権に関する総合的な取組を推進するための基本指針。

6 山口県人権教育推進資料：山口県教育委員会の作成した、山口県人権推進指針を踏まえ、人権教育を推進する上での基本的な方向を示すもの。

7 ゲストティーチャー：特定の技能や知識をもつ一般の人々が学校に招かれ、児童生徒に教える役割をもつ人のこと。

基本施策 I-② 教育 DX の推進

現状と課題

学習指導要領において、「学習の基盤となる資質・能力」の柱の1つとして、「情報活用能力^{※8}」が位置づけられており、世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題の発見・解決や、自分の考えを形成する能力の育成が求められています。

学習活動において、クラウドサービス^{※9}を活用した情報の取得、情報の整理・比較、得られた情報のわかりやすい発信・伝達、必要に応じた保存・共有等の活動を行う上で、情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティに関する能力も必要とされています。

こうして育まれた情報活用能力を発揮することで、変化の激しい社会に主体的に対応する人材の育成へとつながっていくことが期待されることから、情報教育を更に推進する必要があります。

取組の方向性

- ネットワーク通信環境の整備とタブレット端末の配備を継続します。
- ICT機器、生成AI^{※10}、クラウドサービスが効果的に活用されるための環境整備や人的支援を行います。
- 学習指導・校務においてICT機器、生成AI、クラウドサービスを適切に運用するための人材育成を行います。
- 日常的にICT機器を活用した教育活動を行うことで、超スマート社会と呼ばれる Society5.0^{※11}の時代を豊かに生き抜く力を育成します。

8 **情報活用能力**：必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有することができる能力。

9 **クラウドサービス**：文章、画像、ユーザー側の環境に影響されず、インターネット上で利用可能なサービスの総称。

10 **生成AI**：文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルに基づくAIの総称。

11 **Society5.0**：AI等をはじめとする技術革新が進み、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会。

主な取組

◆教育データを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

児童生徒が目的に応じてクラウドサービス上などで様々な教育データ（学習履歴や操作履歴、テスト結果等）にアクセスし、分析することができるようにします。

◆ネットワーク環境整備やタブレット端末の整備

校務用ネットワークの環境整備を行うとともに、学習者用・指導者用タブレット端末の維持・管理等を行います。

◆ICT機器・生成AI・クラウドサービスを適切に運用するための人材育成

研修会の開催や情報発信等を通じて、学習指導や校務においてICT機器・生成AI・クラウドサービスを適切に運用することができる人材の育成を行います。

◆情報モラル教育の充実

家庭・地域との連携や外部講師の招聘により、児童生徒のメディアリテラシーを含めた情報活用能力の育成を図ります。

◆タブレット端末を活用した家庭における学びの充実

タブレット端末を持ち帰り、クラウド上で課題に取り組むとともに、生成AI・学習アシスタントアプリを学校だけでなく家庭でも活用し、家庭における学びを促進します。



（総合計画から抜粋 R7.9.23 時点）

基本施策 I-③ 学校図書館の充実と読書活動の推進

現状と課題

本市における学校図書館の図書貸出冊数については、小・中学校とも微減傾向にあります。

学校図書館年度別利用状況（貸出冊数）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	192,017	265,888	250,356	239,921	241,162	234,076
中学校	17,898	25,045	24,956	22,792	22,193	20,603
合 計	209,915	290,933	275,312	262,713	263,355	254,679

本市の全小・中学校においては、全校一斉読書を実施し、読書活動の習慣が定着するよう努めています。また、こどもたちの読書への興味・関心を高め、学校図書館の読書環境を整えるため、学校司書^{※12}を全校配置しています。大規模校^{※13}においては、一校につき学校司書を一名配置する専任化を実施しています。

さらに、学校図書館コーディネーター^{※14}を配置し、関係各所と連携をしながら、学校司書の資質向上と支援、授業における学校図書館のより一層の活用を促進し、児童生徒の資料・情報活用能力の向上に取り組んでいます。

今後は、児童生徒の読書活動の習慣化と読書内容の充実が課題となります。また、調べ学習において、学校図書館機能を十分活用できていないことも課題となっています。こうした課題に対して、司書教諭^{※15}・図書館担当教諭^{※16}・学校司書が連携し、組織的な取組を推進していきます。

全ての小・中学校の学校図書館管理システムを統合し、学校図書館の機能充実を図っています。このオンライン・ネットワークシステムの効果的な運用による、学習活動の支援強化を推進していきます。

12 学校司書：学校図書館に勤務する事務職員。

13 大規模校：文部科学省の基準で25学級以上の学校。

14 学校図書館コーディネーター：研修指導等により学校司書の資質向上を図ると共に、各小・中学校、図書館担当教諭と学校司書の連携を推進し、学校図書館の利活用の指導・助言をする職員。

取組の方向性

- 全校一斉読書において様々なジャンルの本を読んだり、学習内容に関する本を読んで理解を深めたりするなど、質の高い読書活動を推進するとともに、読書習慣形成のための家庭への啓発に努めます。
- 学校図書館の機能充実を図るとともに、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、資料・情報の活用能力を高めます。

主な取組

◆本や活字に親しむ読書活動の推進

授業における調べ学習や課外活動等において学校図書館の活用をより一層促進し、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。

また、休み時間の読書などを奨励するとともに、学校だよりや図書館だより等を通じて、家庭への啓発を図ります。

◆関係機関との連携による学校図書館活動の充実

市立図書館の協力体制により適切な支援を受けながら、学校図書館の円滑な管理運営に努めます。

また、学校図書館管理システムを効果的に活用し、市内小・中学校図書館の連携を進め、資料や情報の共有化と学習支援体制を強化します。

さらに、市立図書館の指定管理者制度導入に伴い、教育総務課内に設置された図書館管理室が、学校図書館支援センターとしての機能を担いながら、学校図書館活動の拡充を図ります。

◆学校司書の配置

学校図書館のさらなる充実のため、学校司書を増員し、学校司書専任化に努めるとともに、司書教諭との協働を進めます。

-
- 15 司書教諭：学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う教諭。
 - 16 図書館担当教諭：司書教諭が配置されていない学校で図書館業務を担当する教諭。

基本施策 I-④ 体力向上、学校保健、食育・学校給食の充実

現状と課題

本市においては、児童生徒が生涯にわたり運動に親しみ、健康・安全で活力のある生活を送ることができるよう、心身ともに健康でたくましい身体を育む教育を推進しています。

体力要素のバランスのとれた児童生徒の育成に向けて、運動の楽しさや喜びを味わう活動を学校体育に位置付けて運動の日常化を図るとともに、学校と家庭が連携し、体力向上の取組を促進することが求められています。

また、近年の社会の急激な変化や生活スタイルの多様化により、メディア依存や生活習慣の乱れといった健康課題が複雑化・多様化してきている中、それらに対応した健康教育の推進が必要です。また、児童生徒が、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し・改善できる資質・能力の育成が求められています。

さらに、食に関する指導を充実させるため、栄養教諭^{*17}が市内小・中学校を巡回訪問し、食育の観点を踏まえた学校給食と、望ましい食習慣についての授業等を通じて、児童生徒及び教職員に対して食育指導を行っています。

食育の推進に向けて、栄養教諭・学校栄養職員の資質能力の向上を図ることが必要であり、その専門性を生かしながら家庭・地域と連携し、児童生徒の食への関心をより一層高める環境づくりが求められています。

取組の方向性

○健康で安全に行動できる自己管理能力と、たくましく生きるための体力を育みます。

○心身の健康保持に対する意識を高め、発達段階に応じた望ましい生活習慣・食習慣を育みます。

17 栄養教諭：管理栄養士又は栄養士の免許を有しており、児童生徒の栄養の指導や管理を行う教諭。

主な取組

◆体力向上に向けた組織的な取組の推進

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析に基づき、体力向上レポート^{※18}の改善を図り、児童生徒の体力向上に努めるとともに、体力・運動能力向上に向けた、学校・家庭・地域の連携体制を構築します。

◆望ましい生活習慣・食習慣の定着に向けた組織的・計画的な学校保健・食育の推進

養護教諭^{※19}や栄養教諭の専門性を生かし、望ましい生活習慣・食習慣を身に付けることができるよう、各学校が教育活動全体を通じて系統的・計画的な取組を推進します。

◆現代的な健康課題の解決に向けた学校保健の充実

学校保健安全委員会^{※20}や熟議などを通して学校・家庭・地域が連携し、現代的な健康課題を解決するために生活習慣等を改善しようとする態度の育成を図ります。

◆「生きた教材」である学校給食の充実

使用食材の産地や生産履歴の確認を徹底するなど、安全性の確保に努めるとともに、地元生産者及び市場・卸業者等の情報収集を行い、地場産食材の使用を推進します。

◆安全安心な給食の提供

食物アレルギーを有する児童生徒の保護者との連携を密にし、情報の共有化を図るとともに適切な対応に努めます。

また、安全・安心な給食を提供する上で、より衛生的に調理できるよう計画的に給食施設を改修するとともに、食器の更新を順次進めていきます。

18 体力向上レポート：学校における体力課題と課題解決に向けた取組について記述したもの。

19 養護教諭：児童生徒の健康管理や保健指導を担当する教諭。

20 学校保健安全委員会：学校における児童生徒の心身の健康に関する課題を協議し、健康づくりを推進する組織。

基本施策 I-⑤ 幼児期における教育の充実

現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、義務教育及びその後の生きる力の基礎を養成する重要な役割を担っており、幼児期における教育機会、教育環境の確保充実が求められます。

本市の幼児教育においては、認定こども園^{※21}・幼稚園・保育園（所）が大きな役割を果たしていることから、引き続き支援していくことが必要です。

認定こども園・幼稚園・保育園（所）での教育には、就学前のこどもに質の高い幼児教育を総合的に提供するための条件整備が求められます。

また、就学前の幼児教育と小学校教育の滑らかな接続を図るため、幼児教育との連携・接続の観点に立ち、カリキュラムを工夫することが望まれます。

取組の方向性

○就学前の幼児教育から小学校教育への滑らかな接続を図ります。

○認定こども園・幼稚園・保育園（所）における保護者の経済的負担軽減や幼児教育の充実に努めます。

21 認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園・保育所の両方の機能をあわせ持つところ。

主な取組

◆保幼小の連携・接続の推進

小学校では、第1学年入学当初において、幼児教育から小学校教育へ円滑に移行するためのスタートカリキュラムを編成し、生活科を中心とした合科的な指導の一層の充実を図ります。また、架け橋期^{※22}のカリキュラムを作成し、随時見直しを図り、架け橋期のこどもの育ちと学びをつなぎます。

また、認定こども園・幼稚園・保育園（所）、小学校が幼児児童の実態や教育内容についての相互理解を深めるため、「保幼小連携教育研修会」を実施するとともに、課題解決に向け、一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図ります。

◆子育てに関する相談体制の充実

認定こども園・幼稚園・保育園（所）等のいわゆる「年中児」を対象に5歳児（年中児）発達相談会を実施して、幼児の発達特性を保護者に理解してもらい、個に応じた環境が設定されるよう支援することで、幼児の発達を促進します。

また、保護者の様々な悩みの解決に向け、実情に応じた助言や支援をすることで、保護者の育児不安の解消に努めます。

幼児に対する就学相談・就学指導については随時行います。

◆乳幼児機関への支援の充実

園児が安全・安心に活動できる環境確保や管理運営に向けた補助事業等について、積極的に情報を提供し、防府市幼稚園連盟や防府市保育協会と連携しながら、幼児教育の振興・充実に取り組んでいきます。

また、幼稚園でのこどもの読書活動推進に要する費用を補助していきます。

22 架け橋期：「保幼小の架け橋プログラム（文部科学省）」の実施に向けて、発達の段階を見通しつつ、全てのこどもに学びや生活の基盤を保障するため、5歳児から小学校1年生までの2年間を「架け橋期」と位置づけた。

基本施策 I-⑥ キャリア教育の推進

現状と課題

志をもち、主体的に自らの未来を切り拓く児童生徒を育成するためには、キャリア教育^{※23}を通じて、児童生徒の自己の進路選択に主体的に取り組む態度と能力を育成するなどの支援を積極的に行う必要があります。

本市では、児童生徒が自己実現を図るために、全ての小・中学校でキャリア教育の全体計画を作成して、キャリア教育を系統的・計画的に推進しています。

さらに、児童生徒一人ひとりの進路実現の一層の充実に向けて、小学校における職場見学、中学校における職場体験は全ての学校で実施するなど、教育活動全体を通じてキャリア教育を組織的に推進していく体制づくりに取り組んでいます。

また、こどもたちが科学技術に興味をもつきっかけとなるよう、青少年科学館に市内企業の協力による企業展示コーナーを設置しています。

こうした中、キャリア・パスポート^{※24}を活用し、小・中・高を通じたキャリア教育の推進と、学校と家庭・地域・産業界等との連携によるキャリア教育の推進が今後の課題です。

取組の方向性

- 児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢や志を抱くことができるよう、教育活動全体を通じて、発達段階に応じた系統的・計画的な指導を推進します。
- 学校と家庭、地域、産業界等との連携体制を強化し、体験活動等の一層の充実を図ります。
- 様々な課題に柔軟に、たくましく対応し、社会人として自立していくための意欲や態度、能力を育みます。小・中・高等学校・特別支援学校の校種間の連携を強化することにより、円滑な接続を図ります。

23 キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

24 キャリア・パスポート：児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

主な取組

◆各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の推進

各学校が教育活動全体を通じて、キャリア教育で育成する力を明確にし、学校での生活や学びに意欲的に取り組む児童生徒を育成できるよう、小・中・高等学校・特別支援学校を通じた系統的・計画的な取組を引き続き推進します。

◆職場体験等の体験学習活動の充実

児童生徒の生活や学習が、生涯において豊かになるよう、地域の企業や教育機関等を訪問する社会見学や職場体験、福祉体験等の体験活動の充実を図ります。

◆企業展示の充実

青少年科学館において、市内企業と連携した技術展示を継続して行います。



◆家庭・地域との連携強化

9年間を見通したキャリアデザインを発達の段階に応じて描きながら、各校種間の連携を図るために、キャリア・パスポートを活用します。コミュニティ・スクール^{※25}の連携・協働体制を生かし、保護者や地域の人材を有効に活用した教育活動を推進します。

25 コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

施策の柱 Ⅱ 誰一人取り残されることのない教育の推進



基本施策 Ⅱ-① 生徒指導・相談体制の充実

現状と課題

本市小・中学校の生徒指導上の諸問題には、いじめや暴力行為、不登校などが挙げられます。これらの問題は、児童生徒の人格形成に多大な影響を及ぼすことから、安全安心な居場所づくりが大きな課題です。

問題行動、不登校の未然防止や早期発見、早期対応に努めていますが、保護者の価値観や家庭環境等が多様化していることから、難しい対応を迫られることが多くなっています。

これらの問題に対応するため、スクールカウンセラー^{※26}やスクールソーシャルワーカー^{※27}、生活・安心相談員^{※28}、少年安全サポーター^{※29}等の専門家及び医療・福祉等の関係機関との連携を推進しています。

児童生徒の心の声を聴くための学校生活アンケートや定期的な教育相談を実施し、安心して通える学校になるよう支援を強化しています。

近年、児童生徒が問題行動を起こす要因として、家庭環境や保護者の関わり方に加え、多様な背景をもつ児童生徒が集団生活に困難を感じていると考えられる事案が増加しています。

このため、学校が専門家や関係機関等と連携することにより、早期に児童生徒や保護者への支援を行っていく必要があります。

取組の方向性

○児童生徒一人ひとりの個性の伸長を図りながら、社会的な資質や能力、態度を育成し、豊かな自己実現を支援します。

○学校における全ての教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりの健全な成長を促し、児童生徒自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力^{※30}を育成します。

主な取組

◆発達支持的生徒指導^{※31}の充実

現在や将来における自己実現を図るため、発達の段階に応じた組織的・計画的な生徒指導を行います。

◆問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実

多様な視点から児童生徒の状況の変化や進路、その後のサポートに対応できる教育相談体制を構築し、家庭教育への支援や情報提供に努めます。また、全ての学校に通う児童生徒を対象に「新規」の不登校を生みにくい魅力ある学校・学級づくりに努めます。

◆緊急時等の学校への支援体制の充実

学校だけでは解決が困難な問題行動等の発生時や、事件・事故等による児童生徒の精神的動揺が激しい場合に、スクールソーシャルワーカーや専門家チームを学校に派遣し、児童生徒の安全確保や心のケア、学校への助言・支援を行う体制の充実に努めます。

また、重篤ないじめ問題等の解決に向けた「いじめ問題等調査委員会」（第三者機関）の設置及び支援体制の整備に努めます。

-
- 26 スクールカウンセラー：いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動や不登校などに適切に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識や経験をもとに支援する専門家。
 - 27 スクールソーシャルワーカー：いじめ、暴力行為、長期欠席、児童虐待等の生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働き掛けて支援を行う専門家。
 - 28 生活・安心相談員：学校における生徒指導上の問題点や配慮を要する児童生徒の実態を把握するとともに、児童生徒、保護者との教育相談 及び学校との協議を通じて、個に応じたきめ細かな支援を行う専門家。
 - 29 少年安全サポーター：児童生徒の問題行動に対する指導・助言、立ち直り指導や非行防止教室の開催、学校における緊急時の訓練や防犯教室などの実施、学校等関係機関等の会議への出席や関係機関ボランティアと合同による街頭補導活動など、非行防止活動、被害防止活動、連携活動などを行っている。
 - 30 自己指導能力：児童生徒が、日常生活のそれぞれの場で、他者とのかかわりの中で、どのような選択が適切であるか、自分で判断・実行し、その言動に責任をもつことができる力。
 - 31 発達支持的生徒指導：児童生徒の自発的な成長を尊重し、個性の伸長や社会性の向上を支える指導。

基本施策 II-② 特別支援教育の充実

現状と課題

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点から、障害特性等に応じた適切な指導及び支援の充実が求められています。

本市では、市内全小・中学校において、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、校内コーディネーター^{※32}を位置付けるとともに、通級指導教室^{※33}の設置や学校支援員^{※34}の配置により、個々の実態に応じた指導を全校で行う体制の整備を進めています。

また、個別の教育支援計画^{※35}及び個別の指導計画^{※36}の作成と活用の充実を図り、計画的・継続的な支援を行っています。支援に当たっては、特別支援教育推進員^{※37}を派遣し、学校支援員や教職員に対する指導や相談を行い、特別支援教育の指導力向上を図っています。

近年、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあり、特に通常の学級における発達障害^{※38}等の可能性のある児童生徒への対応の充実が求められています。

こうしたことから、教職員の専門性の向上を図るとともに、校内委員会の充実を図り、組織的な特別支援教育を推進することが課題となっています。

さらに、合理的配慮^{※39}の適切な提供を行うことや特別支援教育の取組、支援体制等についての周知を図る必要があります。

また、保護者の不安解消を図るとともに、幼児児童生徒への必要な教育支援を推進するため、幼児期から高校卒業まで、一人ひとりの情報の引継ぎと、教育・医療・福祉等の関係機関相互の連携による支援のつながりが必要となります。

-
- 3 2 校内コーディネーター**：各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。
- 3 3 通級指導教室**：小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害特性等に応じた特別の指導を行う場のこと。
- 3 4 学校支援員**：小学校及び中学校において、担任や担当教員の指導のもとで、特別な支援を必要とする児童生徒の生活支援を行う、防府市教育委員会が雇用している非常勤職員。

取組の方向性

- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、適切な合理的配慮の提供を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の能力や個性を最大限に伸長するために、組織的・計画的な支援を行います。
- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒及びその保護者に対して、教育・医療・福祉等との連携による支援の充実を図ります。

-
- 3 5 個別の教育支援計画**：幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援を行うための計画。
 - 3 6 個別の指導計画**：個別の教育支援計画を踏まえ、より具体的な指導内容を盛り込んだもので、一人ひとりの目標や学期の目標等を設定し、その達成に向け、指導内容・方法等を明確にして、障害の状態や発達段階に応じて適切な指導及び必要な支援を行うための計画。
 - 3 7 特別支援教育推進員**：教育上特別の支援を必要とする児童が在籍する認定こども園・幼稚園・保育園（所）及び小・中学校の教職員に対する指導や助言、保護者との相談を行う防府市教育委員会が雇用している非常勤職員。
 - 3 8 発達障害**：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
 - 3 9 合理的配慮**：障害のあるこどもが他のこどもと平等に過ごすために、必要かつ適当な変更及び調整。

主な取組

◆早期からの一貫した教育支援

就学相談を通して、認定こども園・幼稚園・保育園（所）や幼児通級教室と連携し、保護者に寄り添いながら、一人ひとりに合った就学や教育の支援ができるよう努めます。

各校種間の相互連携により、特別な教育支援を必要とする幼児児童生徒への理解を深め、個に応じた指導方法の工夫と改善、指導の系統性と継続性を図ります。

◆特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの推進

特別支援教育に関する校内研修の充実を図るとともに、すべての子どもにわかりやすく、児童生徒一人ひとりが主体的に取り組めるような授業づくりを進めます。

また、学校支援員を配置し、個別の配慮が必要な児童生徒に対する支援を行うことで、学習と学校生活の充実を図ります。

◆特別支援学級における教育の充実

個別の教育支援計画を活用して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握・整理し、適切な指導やきめ細やかな支援を継続して行います。

また、児童生徒の自立と社会参加を見据え、校内の児童生徒や地域の人との交流及び共同学習を推進します。

◆校内支援体制の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する全校的な支援体制を確立し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす組織的・計画的な教育活動を推進するとともに、保護者との信頼関係を構築します。

基本施策 Ⅱ-③ 教育機会の確保の推進

現状と課題

児童生徒一人ひとりの基本的生活習慣や学習習慣の定着に向け、組織的・計画的な取組を推進していくとともに、地域の実情に応じた柔軟な支援と継続的な改善を通じて、教育の質を高めることが求められています。

本市では、これまでも、経済的理由により就学が困難な家庭に対して、就学援助費、奨学金制度の充実等の取組を実施してきたところですが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲や能力のある者への学習機会の確保を可能とし、教育機会の格差が生じないようにする必要があります。

また、地理的条件等により学習機会が制限される状況をはじめ、様々な困難や課題を抱え、支援を求めている者に対して、誰もが等しく教育を受けることのできる学習機会を提供するなど、多様なニーズに応じた教育支援を行う必要があります。

取組の方向性

○家庭の経済状況による教育格差の改善に向け、経済的支援を通じて、保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者への学習機会を確保します。

○地理的制約のある児童生徒に対する就学支援に努めるとともに、様々な困難や課題を抱えている家庭や、児童生徒への教育支援を行います。

主な取組

◆地域の特色を生かした教育の推進

学習機会を保障するため、小野小学校区において、徒歩による通学が困難な地区への送迎を行うスクールバス運行事業を実施します。

野島小・中学校（茜島シーサイドスクール事業）においては、県内全域から児童生徒を募集し、渡船通学費用等の補助を実施します。

さらに、小規模特認校^{※40}の制度を利用して通学する、向島小、富海小・中学校児童生徒の公共交通機関の通学費用の補助を実施します。

◆日本語指導が必要な児童生徒への支援

1人1台配備しているタブレット端末の活用及び日本語指導補助者や支援員等による個別の支援を行います。

◆経済的支援の充実

教育費の保護者負担を軽減するため、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助費を補助し、適切な教育機会の確保を図ります。

◆修学支援の充実

意欲・能力のある者が安心して学習機会を確保できるように、高等学校入学準備金や奨学資金貸付などにより修学支援の充実を図ります。

◆私立高等学校への支援

私立高等学校の地域貢献活動や教育用備品購入のための補助金を交付し、教育活動の充実を図ります。

◆教育支援の充実

様々な障害や病気のある児童生徒に対し、個別の支援体制や教育機会を確保するとともに、経済状況などの課題を抱えている家庭に対する教育支援、不登校などの困難さを抱えている児童生徒に対する学習支援を充実します。

40 小規模特認校：児童生徒数が減少している学校において、特色ある教育活動を行いつつ通常の通学区域にかかわらず、校区外から通学することができる学校。

施策の柱 Ⅲ 地域ぐるみの教育の推進



基本施策 Ⅲ-① 地域とともにある学校づくりの推進

現状と課題

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く環境はますます複雑化、多様化しています。そうした状況の中、学校と地域が相互に連携・協働し、こどもたちの成長を支えていくことが必要です。

文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールと、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動の一体的な実施を推進しています。

本市では、市内の全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、これを基盤とする学校・家庭・地域が連携した教育に取り組んでいます。

小学校から中学校までの9年間を見通した教育の中で、知・徳・体のバランスの取れたこどもの育ちを見守る組織づくりを推進し、地域の願いを受け止めた学校運営を行うことで、よりよい地域づくりに貢献しています。

また、中学校区ごとに地域協育ネット^{※41}を設置し、地域学校協働活動を通じて学校・家庭・地域の連携の推進に努めています。

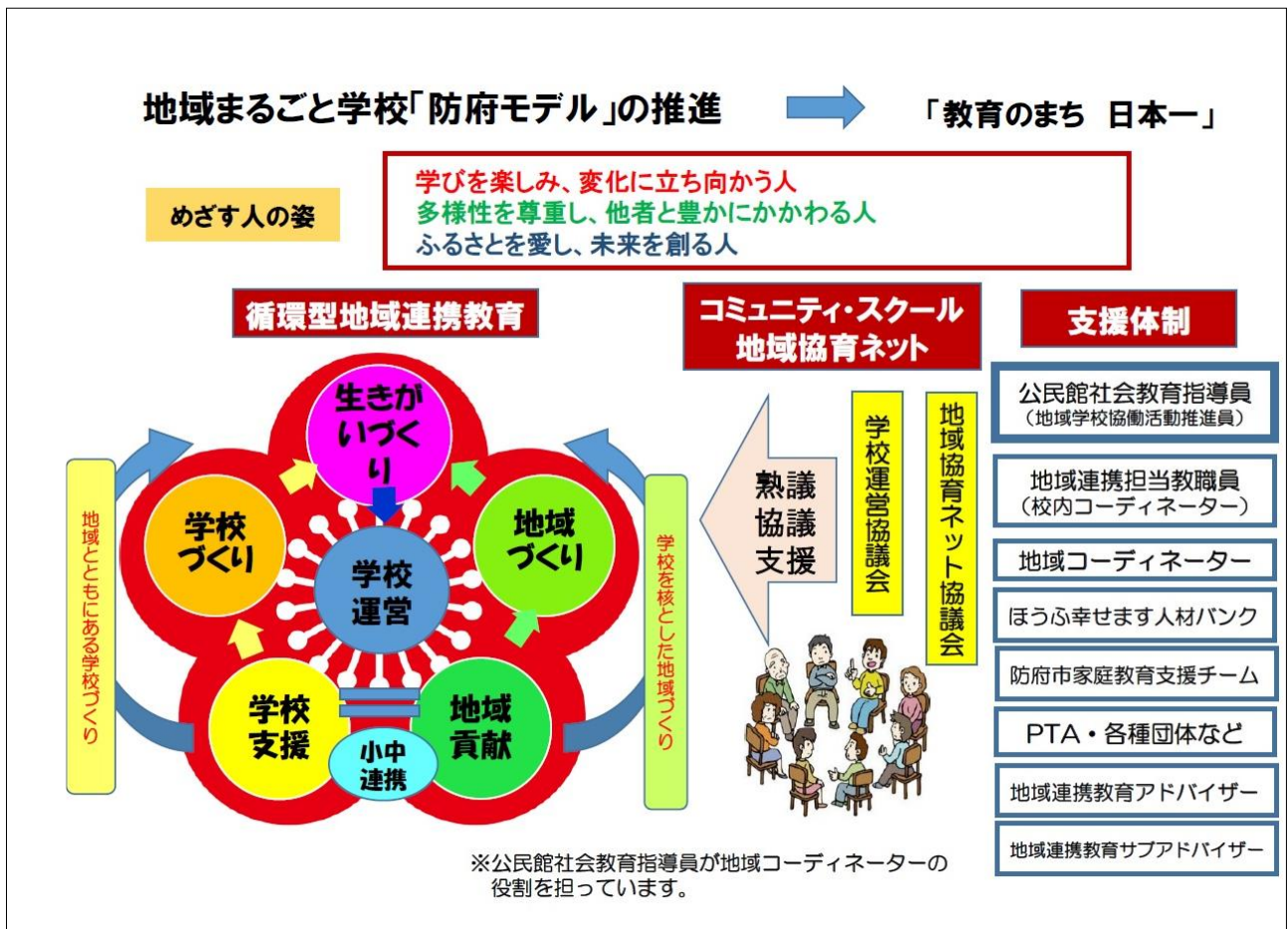
さらに、地域連携教育アドバイザー^{※42}と地域連携教育サブアドバイザーが、市内各小・中学校の学校運営協議会^{※43}と各地域協育ネットへの助言・支援を実施しています。

令和2年度から、県内全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなっていることから、小・中学校と高等学校の学校運営協議会を通じた連携が必要となります。

今後も地域協育ネットと学校運営協議会において熟議を重ね、学校と地域が「育てたいこどもの姿（目標やビジョン）」を共有することや、学校・家庭・地域が連携して地域の活動に積極的に参加すること、そして様々な評価を活用し、よりよいものにしていくこと等の一連の取組を行い、持続可能なものにすることが大切です。

取組の方向性

- コミュニティ・スクールの充実を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画する地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。
- 学校・家庭・地域が連携・協力し、地域ぐるみでこどもたちの育ちや学びを見守り、支援する取組を継続的にサポートします。



- 4 1 地域協育ネット：幼児期から中学校卒業程度までのこどもの育ちや学びを、地域ぐるみで見守り、支援することを意図した山口県が推進する教育支援体制。概ね中学校区をひとまとまりとし、地域協育ネット協議会を核とした、学校・家庭・地域の連携による仕組み。
- 4 2 地域連携教育アドバイザー：市内のコミュニティ・スクールや地域協育ネット、小・中連携の取組などを推進するために各学校や地域協育ネット協議会への訪問指導、連携支援等を行う職員。
- 4 3 学校運営協議会：保護者や地域住民などの意向を学校運営に反映させる協議機関。

主な取組

◆地域とともにある学校づくりの推進（コミュニティ・スクール）

保護者や地域住民等の学校運営への適切な参画と連携の強化を図り、学校運営協議会を通してコミュニティ・スクールの円滑な運営に努めるなど、地域とともにある信頼される学校づくりを推進します。

各校区の保護者や地域の願いを受け止め、学校運営の質の向上を図り、県立学校の学校運営協議会と連携するなど、地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを進めます。



◆学校を核とした地域づくりの推進（地域協育ネット）

概ね中学校区を一つのまとまりとして、学校・家庭・地域が協働する地域協育ネットを推進するとともに、ほうふ幸せます人材バンク^{※44}との一体的な運用により、学習支援・環境整備・見守り活動などの学校等を拠点とした教育支援事業を実施します。

また、小学校において、こどもたちが地域社会で心豊かで健やかに成長できる環境づくりを図るための放課後子ども教室推進事業^{※45}等を充実させます。



◆家庭教育支援の充実

子育てにおける悩みや不安を抱えた保護者が孤立化することのないよう、親子で参加できる子育てに関する学習や情報交換を通して、保護者同士のネットワークづくりを促進します。



-
- 4 4 ほうふ幸せます人材バンク：学習支援など学校支援を行う「支援者バンク」と、生涯学習に関する専門的な知識や経験をもとに指導などを行う「指導者バンク」からなる、ボランティアの登録・派遣制度。
- 4 5 放課後子ども教室推進事業：放課後等の安全・安心なこどもたちの居場所を確保するために、地域住民の参画を得て、こどもたちの学習やスポーツ・文化活動を行う事業。

基本施策 Ⅲ-② 青少年の健全育成

現状と課題

本市では、防府市青少年育成市民会議^{※46}と連携して「家庭の日」運動^{※47}の普及を図り、家庭の大切さを啓発するなど、青少年健全育成を推進するとともに、こどもが安全に安心して過ごせる環境づくりを進めています。

また、防府市青少年育成センター^{※48}や関係機関・諸団体と連携した防犯・巡視活動を総合的に推進し、青少年の被害・非行防止活動の強化や社会環境の改善に努めています。

青少年がたくましく生き抜く力やいのちの大切さを学び、社会の基本的なルールを守る意識や、健全な人間関係を構築する力を身に付けるために、多様な体験やボランティア活動などの社会参加活動を推進する必要があります。

取組の方向性

- 関係機関・団体と連携し、家庭教育に関する学習機会や相談機能の充実を図るとともに、地域における青少年の被害・非行防止活動や有害環境対策などの青少年育成活動を推進します。
- 青少年の自主性や社会性を培うため、青少年団体の活動を支援します。
- こどもたちが安全に安心して過ごせる環境づくりとして、登下校時などに不審者からの声かけ等の被害からこどもたちの身を守るための避難場所となる「子ども110番の家」の設置を推進します。

46 防府市青少年育成市民会議：市民の総意を結集して青少年育成市民運動を展開し、青少年の健全な育成を図ることを目的とした会議。

47 「家庭の日」運動：青少年を健全に育てるための最も重要な基盤である家庭を見直すために、毎月第3日曜日を「家庭の日」として、防府市青少年育成市民会議を中心に推進している運動。

48 防府市青少年育成センター：青少年の補導及び育成に関係のある機関・団体が相互に緊密な連絡をとりながら、地域社会の協力を得て組織的な補導を推進し、青少年の健全な保護育成を図るために設置した組織。

主な取組

◆家庭教育機能の強化

関係機関・団体と連携し、家庭教育に関する学習機会や青少年及び保護者に対する相談機能の充実を図り、家庭教育力の向上を目指します。

◆非行・問題行動の防止活動や有害な環境の改善活動

防府市青少年育成センターや関係機関・団体等と連携し、防犯・巡視活動を推進します。

◆青少年活動の支援

青少年の様々な活躍の場の充実に向け、週末や「家庭の日」などにおける青少年体験事業の助成や青少年団体の活動の支援を実施します。

◆こどもの安全・安心対策

不審者からの声かけ、つきまとい行為等の被害から子どもたちを守るため、地域と連携し「子ども110番の家」の周知・設置を推進します。

基本施策 Ⅲ-③ 地域クラブ活動の推進

現状と課題

少子化が進展する中、中学校部活動において、種目によっては生徒数の減少に伴い、他校との合同チームで活動せざるを得ないなど学校単位での部活動の維持が困難となっています。

今後も生徒数の減少が見込まれる中、生徒の多様なニーズに応えながら現在の中学校部活動を維持することは厳しい状況にあります。

さらに、スポーツ経験のない教職員等が指導しなければならないこと、休日も含めた部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められることなど、担当する教職員等にとって大きな業務負担となっています。

そうしたことから、将来にわたり生徒がスポーツ、文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域クラブ活動の新たな整備が必要になります。

取組の方向性

- 「地域のこどもたちは、学校を含めた地域で育てる」という共通認識の下、学校、行政、家庭、地域が連携し、多様なスポーツ、文化・芸術活動の体験機会を確保するとともに、こどもたちが将来にわたり、継続して活動に親しめる環境を整えます。
- こどもたちが自ら活動を選び、仲間とともに楽しみながら心身を鍛えるとともに、地域の大人や多世代との交流を通じて、主体性や社会性を育むことができるよう、地域クラブ活動を推進します。

主な取組

◆防府モデルによる地域クラブ活動への支援

地域に根ざした、持続可能な地域クラブ活動の推進に向けて、参加しやすい環境づくりや運営体制の強化、指導人材の育成など、地域と連携した取組を進めます。

また、さまざまな事情を抱えるこどもたちも含め、誰もが安心して地域クラブ活動に参加できるような支援体制の整備に努めます。

◆移動支援の充実

生徒の移動支援の一環として、マイクロバスによる送迎体制を整備し、安全かつ円滑な移動を確保することで、活動への参加機会の拡充を図ります。



施策の柱 IV 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進



基本施策 IV-① 生涯学習機会の充実

現状と課題

近年の情報化の進展に伴い、生涯学習情報の発信や入手方法も多様化しています。

本市では、「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」を実施するとともに、生涯学習相談コーナーを設け、多様化する学習ニーズに対応しています。

様々な学習活動を支援するため、各世代に応じた学習プログラムや身近な場所での学習機会の提供、情報発信や学習相談体制の充実が必要です。

さらに、学習課題の高度化、多様化に対応するために、産学公民^{※49}のネットワークを強化し、地域資源（ヒト・モノ・コト）を有効に活用した取組を展開することが求められています。

取組の方向性

- 多様化する学習ニーズに対応するため、市民に分かりやすい情報発信に努めます。
- 生涯にわたる学習ニーズに応じた、様々な学習活動を支援するための学習機会を提供します。
- 高度化・多様化した学習ニーズに対応するため、生涯学習専門員^{※50}による生涯学習相談コーナーの一層の充実に努めます。
- あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができる生涯学習社会の実現に向け、産学公民の連携による、教育ネットワークの強化を図ります。

49 産学公民：民間企業、学校、国、地方公共団体、地域住民、NPO 等を表す。

50 生涯学習専門員：防府市独自の制度で、生涯学習に関する情報の収集・提供や、学習相談、「ほうふ幸せます人材バンク」のコーディネート等を行う専門職員。

主な取組

◆生涯学習情報発信の充実

本市が行う講演会や講座等の情報や、大学等の公開講座、県や民間団体等の生涯学習情報を収集し、分かりやすい情報発信をすることで、市民の生涯学習意識の醸成に努めます。

◆多様な学習機会の提供

生涯にわたって様々な学習活動を支援するため、各世代の学習ニーズに応じた、子育てに関する講習会等による家庭教育の支援や、こどもの体験・交流活動、高齢者の生きがいとなる学習活動等の機会の充実を図ります。

また、「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」による、市民一人ひとりの安全・安心な暮らしにつながる防災・防犯、福祉、環境問題などを学ぶ機会の充実を図ります。

◆生涯学習相談体制の充実

学習情報に関する資料の充実を図るとともに、生涯学習専門員が迅速かつ的確な情報提供を行い、市民からの相談にきめ細かく対応できるよう、相談能力の向上を図ります。

◆産学公民の教育ネットワークの強化

市民が多様な学習課題に応じて必要な学習を行い、それぞれの個性、能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を享受するため産学公民の連携を強化し、企業や大学等の専門性を生かした講座等を開催します。



基本施策 IV-② 生涯学習を支える人材の育成と活用

現状と課題

本市では、生涯学習ボランティアや学校支援ボランティアなどの様々な人材を活用しています。人材を活用するだけでなく、ボランティア同士のネットワーク化を図り、継続した市民活動への展開が求められています。

また、学習意欲をもって活動が続けられるよう、各公民館の地区文化祭や生涯学習フェスティバル^{※51}などにおいて、表彰や学習成果の発表の場を設けています。

今後は、人材育成や学校・地域での活躍できる場の充実や「ほうふ幸せます人材バンク」等の周知を通して、社会でさらに人材が活用される仕組みをつくる必要があります。

取組の方向性

- 生涯学習に関するボランティア活動の研修の場を継続して設け、ボランティアや生涯学習指導者・支援者の育成機会の充実を図ります。
- 地域人材の「ほうふ幸せます人材バンク」への登録を進め、学校の授業や地域で開催される講座等で活躍できる機会を拡大します。
- ボランティア活動を支援するとともに、生涯学習フェスティバル、放課後子ども教室等のボランティアが活躍できる場を提供します。
- 社会教育関係団体^{※52}等の活動を支援します。

5 1 生涯学習フェスティバル：生涯学習ボランティアや市民が主体的に企画・運営し、学ぶことの楽しさを伝えるとともに、多くの市民が生涯学習活動に参加する機会となるイベント。

5 2 社会教育関係団体：法人か否かを問わず、公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体で、青少年教育に関する団体、成人教育に関する団体、文化・芸術に関する団体など。

主な取組

◆生涯学習指導者やボランティアの育成機会の充実

生涯学習を推進する上で、学習を指導する講師、生涯学習やボランティア活動の核となるコーディネーター^{※53}、団体やグループのリーダーなどの役割が重要となります。生涯学習指導者の指導力を高める研修の場を継続して提供し、育成機会の充実に図ります。

◆ほうふ幸せます人材バンクの充実

専門的な知識や技能のある個人・団体等をボランティアとして登録した「指導者バンク^{※54}」と学校や公民館が保有する学校支援ボランティアを登録した「支援者バンク^{※55}」を一元管理する「ほうふ幸せます人材バンク」を充実させるため、各種ボランティア団体との連携に努め、学校の授業や地域の講座等での積極的な活動と横断的な運用を行います。また、「指導者バンク」による公開講座の開催により、市民への周知と積極的な活用を図ります。

◆学習成果発表の機会づくり

学習した成果を発表することは、社会への還元となるとともに、学習者にとっても喜びとなり、さらなる学習意欲へとつながります。作品展、発表会の開催や、活動のPR展示を行い、日頃の学習成果の発表の場を提供します。

◆社会教育関係団体や各種ボランティア団体への支援

市民活動団体は、各種ボランティア活動やNPO^{※56}活動などを行い、自主的・主体的にまちづくりに参加しています。これらの市民活動団体の活動を支援し、活性化を図ります。

特に、社会教育関係団体については、社会教育に関する公益的な活動を行い、生涯学習の推進に主体的に取り組む団体であることから、団体の自主性を尊重しながら、運営や活動の支援を行います。

53 コーディネーター：一般的には調整する人のことを表すが、ここでは生涯学習の活動やボランティア活動を行う上で、支援を求める側と提供する側の個人や団体との間に必要な仲介・調整の役割を担う人。

54 指導者バンク：生涯学習に関する専門的な知識や経験、技能のある個人及び団体を登録したもの。

55 支援者バンク：社会貢献あるいは自己実現を図りたいと考える個人及び団体を登録したもの。

56 NPO：営利を目的としない自主的に公益活動を行う団体。Non Profit Organization（非営利組織の略）

基本施策 IV-③ 人権教育・人権学習の推進

現状と課題

私たちの身の回りには、様々な人権課題が幅広く存在しています。SNSをはじめとするインターネットにおける誹謗中傷、ハラスメントの問題など社会の変化に伴い、人権課題も多様で複雑になってきています。

こうした状況を踏まえ、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域づくりの実現に向けて、市民自ら、基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活の中で人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、互いの存在を認め合い、人権を尊重し合えるようになることが大切です。

市内各小・中学校では、令和6年12月に改定された「山口県人権推進指針」及び令和7年3月に改訂された「山口県人権教育推進資料」に基づいて、教職員一人ひとりの資質向上に計画的に取り組むとともに、社会教育関係部署と連携した支援も行われています。

引き続き、学校や家庭、地域、職場など様々な場で、主体的な人権学習をより一層推進していく必要があります。

取組の方向性

- 防府市人権学習推進市民会議^{※57}と連携し、基本的人権尊重の視点に立った人権学習を推進するため、様々な学習機会を提供します。
- 地域社会の実情や課題、市民の学習ニーズを踏まえた学習内容等の充実に努めます。
- 市民一人ひとりの人権が尊重される地域づくりに向けた市民の自主的な人権学習を支援します。
- 教職員相互啓発による人権意識の高揚に努めます。

57 防府市人権学習推進市民会議：すべての市民が人間尊重社会の実現を目指して、自由と平等、人権尊重の理念について主体的に学び、人権意識の高揚をはかるための活動を行っている会議。

主な取組

◆市民ぐるみの積極的な推進

人権問題に関わる市民のニーズを踏まえるとともに、防府市人権学習推進市民会議を中心として、人権学習市民セミナーや講演会を開催し、人権が尊重される、住みよい地域づくりをめざした市民ぐるみの人権学習を推進します。

◆推進体制の充実

人権学習推進委員^{※58}の活動に資するよう研修の充実に努めるとともに、地域、職場、学校、団体等で実施される主体的な活動を支援し、人権問題の正しい理解と人権意識の高揚を図ります。

◆人権学習への支援

人権学習指導員^{※59}を学習会へ派遣し、また視聴覚教材を充実するなど、誰もが人権学習に進んで取り組むことができるように支援します。

◆教職員の人権意識の高揚

人権尊重の意識を実践につなげるための教育を推進するとともに、教職員相互啓発による人権意識の高揚を図ります。

小・中学校教育研究会人権教育部会の充実に努め、研究成果を「学校人権教育のまとめ」に掲載し、研究成果の共有と実践例の積極的な活用を推進します。

また、人権教育担当者及び新規採用教職員・転入教職員等を対象にした人権教育研修の充実に努めます。

58 人権学習推進委員：地域・職場・学校・団体などで、人権学習の積極的な推進を図るため教育委員会が委嘱する委員。

59 人権学習指導員：人権に関する学習をサポートし、教育委員会が学習会へ派遣する講師。

基本施策 IV-④ 生涯学習の拠点となる施設の充実

現状と課題

公民館や青少年科学館ソラールは、本市の生涯学習の拠点施設であり、計画的な施設の維持管理等や、講座やイベントなど様々な学習機会の提供を行っています。

今後も多様な学習ニーズに対応し、本市の特徴を生かした生涯学習を推進するため、生涯学習拠点施設の整備・充実が求められています。

公民館やその他の施設でも設備の改善を進めるとともに、誰もが使いやすい施設とするために、今後も引き続き整備に努める必要があります。

取組の方向性

- 公民館は、安全・安心な地域の拠点施設であり、地域コミュニティ活動^{※60}を支援する施設としての役割が期待されることから、施設の整備・充実に努めます。
- また、地域における住民の学習ニーズに総合的に応える施設として、社会教育主事^{※61}等の配置による専門職員の充実に努めるとともに、学習情報の発信や学習機会の提供に努めます。
- 青少年科学館ソラールでは、本市の科学教育普及活動の拠点施設として、創造性豊かな青少年の育成と市民の科学技術に関する知識の普及及び啓発を図ります。

60 地域コミュニティ活動：住民相互の交流が行われている概ね小学校区を単位とした地域コミュニティにおいて、主体的に取り組まれる活動。

61 社会教育主事：教育委員会に置かれる社会教育の専門職員。社会教育を行う者に、専門的・技術的な助言と指導を行う。

主な取組

◆公民館の整備・充実

中関、大道、華浦公民館の建替え等、公民館の計画的な整備・改修と適正な維持管理に努めます。

◆公民館活動の充実

公民館における学習情報の発信に努めるとともに、地域課題の解決に向けて地域全体で取り組む拠点となるよう、家庭教育学級や高齢者教室等の多様な学習の場の提供を行います。

◆青少年科学館ソラールの充実

施設の計画的な整備を進めるとともに、様々な科学教室の開催、小・中学校への理科教育支援、企画展の開催、防府市少年少女発明クラブ^{※62}の活動推進などを行います。



62 防府市少年少女発明クラブ：少年少女に科学的な興味・関心を追求する場を提供し、自由な環境の中で創作活動を行い、作品を完成する喜びを体験させ、創造性豊かな人間形成を図ることを目的とするクラブ。

基本施策 IV-⑤ 図書館の充実と読書活動の推進

現状と課題

防府市立防府図書館には、現在、約 53 万冊の資料が所蔵されており、一年間で約 20 万人（1 日平均約 700 人）が来館、約 49 万冊の館外個人貸出冊数があります。

また、市内全域の読書環境の充実を図るため、図書館への来館が難しい人のためのサービスとして、電子図書館^{※63}の導入や、移動図書館車^{※64}の運行を実施しています。

平成 28 年度（2016 年度）から、図書館の管理運営については指定管理者制度を導入しています。図書館に係る諸計画や図書館行政を所掌する図書館管理室の指導の下、図書館事業の一層の発展に努めており、社会環境の変化により多様化する利用者のニーズや少子高齢化に対応するため、よりきめ細やかなサービスの提供を実現することが求められています。

今後も、情報・文化・生涯学習を担う社会教育施設の拠点として、資料・情報提供サービスの一層の充実と、市民参画の推進により、市民に親しまれ、市民とともに歩む図書館となるよう、『第 3 次防府市図書館サービス振興基本計画』を防府市図書館協議会^{※66}において点検・評価しながら、継続した図書館サービスの向上に取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

- 「防府市立防府図書館資料収集要綱」及び「防府市立防府図書館資料保存及び除籍要綱」に基づき、本市の特色を生かした資料の収集や保存に努め、利用者のニーズに対応した幅広い資料の充実・整備を図ります。
- 利用者の多様なニーズに的確に対応するため、利用者サービスの質的向上を図るとともに、電子図書館を含む Web サービス^{※66}や市内全域サービスのさらなる充実に努めます。
- 市民との協働を進めるため、ボランティアの養成や育成を図ります。
- 学校図書館をはじめ、他の図書館や教育文化施設・機関等との相互協力・連携を推進します。

主な取組

◆図書館資料の質・量両面の充実

図書・電子書籍や視聴覚資料等の充実を図ります。防府市関連の事項・人物等に関する資料、行政関係資料などの郷土（地域）資料の収集、保存、提供に努めます。

◆図書館事業の推進とサービスの充実

調査・研究を目的とする利用者のためのレファレンス・サービス^{※67}の充実を図ります。

また、多様な利用者ニーズに的確な対応ができるよう、図書館職員の資質向上を図るとともに、資料・情報提供サービスの充実に努めます。

非来館型サービスとして導入した移動図書館車と電子図書館のサービスの充実及びその周知に努めるとともに、地域文庫・貸出文庫の利用促進を図ります。さらに、障害者や高齢者へ配慮したサービスの推進に努めます。

◆こどもの読書活動の充実と支援

こども向け資料等の充実を図り、各小・中学校、認定こども園・幼稚園・保育園（所）や留守家庭児童学級等への貸出文庫をはじめ、移動図書館車や電子図書館などでの資料提供に努め、広報活動と情報発信による利用の促進を図ります。

また、定期的に行事・講習会等を通じて、ボランティアや関係団体との関係を深め、活動を支援するとともに、新規ボランティアの養成や育成を図ります。

-
- 6 3 電子図書館：インターネットなどを介して電子化された書籍などの出版物や資料を提供するシステム。利用者が図書館へ出向くことなく、出版物や資料を検索し、利用することができる。（令和4年10月導入）
 - 6 4 移動図書館車：図書館を直接利用しにくい利用者のために、資料を積んで定められた場所（ステーション）に行き、貸出・返却業務等を行うための車両。常時 3,500 冊を積載し、市内を巡回している。
 - 6 5 図書館協議会：公立図書館が図書館法第 14 条に基づき設置することができる機関。図書館の行うサービスに対して意見を述べる。
 - 6 6 Web サービス：利用者がインターネットを経由して図書館の資料検索や予約、本を読むこと等ができるサービス。
 - 6 7 レファレンス・サービス（reference service）：知識や情報を求める利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用し、必要としている知識・情報の検索方法や回答を提供するサービス。

施策の柱 V 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進



基本施策 V-① 安全・安心な施設整備、教育環境の確保

現状と課題

東日本大震災の教訓から、学校施設の耐震化や防災・防犯対策など、幼児児童生徒を災害、事故、犯罪から守るための安全・安心な教育環境の整備が求められています。

本市では、学校施設の耐震化を進めた結果、老朽化し耐震性のない校舎を解体したことで、平成29年度（2017年度）に耐震化率100%を達成しました。

令和元年度（2019年度）に、建物構造体の耐震化関連の工事は全て完了しましたが、引き続き、外壁改修や屋内運動場の照明器具落下防止など非構造部材の耐震化を進めるとともに、施設の老朽化した箇所の更新に努めていきます。

また、市立小・中学校の施設は、その多くが昭和40年代後半から50年代にかけて建設され、一斉に更新時期を迎えています。老朽化対策は先送りできない重要な課題であり、『防府市学校施設長寿命化計画』に沿って、中長期的な視点に立った予防保全に基づく改修を行っていく必要があります。

取組の方向性

- 学校施設の耐震化や老朽化施設の整備を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。
- 誰でも利用しやすく、環境に配慮した、ゆとりと潤いのある施設や効果的な授業の実現に向けた学校教材、環境を整備し、質の高い教育環境を提供します。

主な取組

◆学校施設の整備

児童生徒の安全確保に向け、「防府市学校施設長寿命化計画」に沿った計画的かつ効率的な学校施設の老朽化対策を進めます。

また、特別に支援を要する児童生徒に配慮した施設や健康保持に必要な設備の整備に努めます。

◆学校施設非構造部材の耐震化

安全・安心な学校施設の整備充実を目的として、外壁改修や屋内運動場の照明器具等の落下防止など非構造部材の耐震化を進めていきます。

◆学校教材の整備

学校教育環境の充実を図るため、理科備品など学校教材を計画的に整備するとともに、時代の変化を見据えた確かな学力の育成を図るため、大型提示装置やＩＣＴ機器などを整備し、適正な運用、管理に努めます。

基本施策 V-② 学校安全の推進

現状と課題

学校は、こどもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所でなければなりません。しかし、こどもの安全を脅かす事件、事故、災害等は、いつ、どこで起こるかわかりません。学校においては、こどもたちに「自らの命は自ら守る」という態度と能力を身に付ける必要があります。

本市では、各学校において危機管理マニュアルの見直しや保護者への緊急連絡体制の構築、「危険予測学習（KYT）^{※68} 資料」の活用などにより、教育活動全体を通じて「防犯を含む生活安全」「交通安全」「災害安全（防災）」の3領域について、総合的かつ積極的に取り組んでいます。

今後は、教職員の資質を向上させるとともに、児童生徒が自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力（自助）の育成や、自分の安全を確保した上で、周囲の人や社会の安全に貢献できる力（共助・公助）の育成に向けた実践的・実効的な「安全教育」を推進します。

取組の方向性

- 学校内外の生活の中で自他の生命を尊重し、安全に行動できるための危機予測・回避能力を育みます。
- 学校において、機能する危機管理体制を構築するとともに、地域ぐるみの学校安全体制を整備します。
- コミュニティ・スクール等の連携・協働体制を生かした、学校・家庭・地域が連携した防犯を含む生活安全や交通安全の取組の実施を図ります。

68 危険予測学習（KYT）：イラスト等を見ながら危険を予測し回避する方法を考える学習活動（KYTはKiken Yosoku Trainingの略）。

主な取組

◆児童生徒への安全教育の充実

通学路の安全点検の実施及び安全マップの見直しと効果的な活用を推進するとともに、自然災害や火災・不審者を想定した訓練等を計画的に実施します。

また、学校安全計画に基づいた交通安全指導を実施し、交通マナーや自らの命を守る能力を身に付ける交通安全を推進します。

◆機能する危機管理体制の確立

安全・安心のための点検活動を計画的・継続的に実施するとともに、定期的な危機管理マニュアルの見直しと効果的な活用を推進し、各種安全教育研修会への参加を促進し、教職員の危機管理能力の向上を図ります。

防府市メールサービスの活用促進等により危機管理体制の確立を図ります。

◆地域・家庭と連携した学校安全体制の整備

地域の関係団体や保護者との連携の強化による見守り活動等の充実や各地域におけるスクールガード組織^{※69}の運営へ積極的な支援を行います。

また、見守り活動等によって得られた情報を、学校・学級や家庭での日頃の声かけ等に生かし、日常のきめ細かな指導を充実させます。

◆防災教育と防災管理を一体的に捉えた学校防災の充実

地域の自然災害の特徴や児童生徒の発達段階に応じた防災教育を促進し、児童生徒が自らの命を自ら守ることはもとより、周囲の人や社会の安全に貢献できる「防災対応能力」の向上を図ります。

また、災害安全^{※70}に関する組織活動ができるよう、日頃から開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り、生きる力を育む防災教育や計画的な防災管理の充実に努めます。

69 スクールガード組織：「スクールガード（学校安全ボランティア）」による組織。学校・家庭・地域（自治会や防犯団体等）の連携により学校や通学路で子どもたちを見守る活動が広がっている。

70 災害安全：学校安全の3つの領域「防犯を含む生活安全」「交通安全」「災害安全（防災）」の一つ。

基本施策 V-③ 学校における働き方改革の推進

現状と課題

本市では、これまで「教員が児童生徒としっかりかかわる時間の創出」や「教職員のワーク・ライフ・バランスの実現」等、教育の質の向上と、持続可能な学校の指導・運営体制を構築することとの両輪から働き方改革を進めるため、各学校や県教育委員会と連携しながら、取組を進めてきました。

これまでの取組により、I C Tの活用による業務の効率化や外部人材の活用等が進み、時間外在校等時間^{※71}が小・中学校ともに減少するなど、一定の成果があがっています。

しかしながら、依然として多くの教員が時間外在校等時間の上限を超えて勤務している状況にあり、学校における働き方改革は喫緊の課題となっています。

業務内容のさらなる精選、学校支援人材の確保と活用、教職員の資質向上に向けた「自分事」としての研修等のあり方が課題としてあげられます。

また、全国的に教員不足が深刻化していることから、本市においても優れた人材の安定的な確保のため、教職の魅力を向上させていく必要があります。

取組の方向性

- 各学校と連携しながら、「コミュニティ・スクールの連携・協働体制」や「I C T環境」などの強みを生かして、働き方改革に係る取組を着実に推進します。
- 全国の好事例の紹介、各学校の現状把握と成果・課題の洗い出し、改善策についての協議、指導、進行管理等を行うことで、教員が授業やその準備に一層注力できる環境を構築します。
- 法令で定められた教員の勤務時間の上限等を定める指針を踏まえ、業務量の適正な管理を徹底するとともに、業務改善の取組を一層推進し、時間外在校等時間の縮減を図ります。
- グループウェア^{※72}や学校支援人材の活用促進により、業務の効率化を図ります。
- 学校担当主事制^{※73}を活用し、各校の状況について把握し、課題の解決に向けた相談体制を強化します。

主な取組

◆業務の見直しと効率化

業務や学校行事等の見直しに向けた好事例の紹介を行い、各校の業務改善などについての指導に努めるとともに、各種会議・諸調査の精選・簡素化も推進します。

グループウェアを活用した情報共有、統合型校務支援システム^{※74}やICTを活用した業務の省力化、効率化を図ります。

学校・教職員が担う業務の役割分担等の検討を進め、学校運営協議会やPTAを通じた保護者・地域への理解促進を図ります。

◆勤務体制等の改善

ICカード等を活用した時間外在校等時間の継続的な把握に基づき、ノー残業デーや一斉退庁日等の設定と実施、学校担当主事の日常的な学校訪問による各校の業務改善の状況把握と指導に努めることで、働き方改革推進のPDCAサイクルの好循環を図ります。

県教育委員会が作成した「働き方改革 現状分析ツール」を活用し、各学校における校内研修の充実を支援することで、教職員の「ワーク・ライフ・バランス」への意識高揚に努めます。

◆学校支援人材の活用

学校業務支援員、ICT教育推進員の配置を継続し、教職員の業務支援や資質向上に向けた研修等のサポートを行います。

コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、多様な人々による熟議・協働活動の促進を図ります。

71 時間外在校等時間：教員が学校教育に関する業務を行っている時間。

72 グループウェア：掲示板やスケジュール、ワークフローなどの情報を一元管理し、業務の効率化ができるツール。

73 学校担当主事制：各学校が主体的によさの伸長や課題解決を図れるよう教育委員会が担当主治を配置して伴走支援を行う仕組み。

74 統合型校務支援システム：教務系（成績処理、出欠管理、授業時数管理等）、保健系（健康管理、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）を統合した機能を有しているシステム。

基本施策 V-④ 教職員の資質能力の向上

現状と課題

近年、社会の情報化、グローバル化、少子高齢化に伴い、教育を取り巻く環境も急速に変化しています。

また、教職員の大量退職・大量採用・定年延長等によって組織の年齢構成が大きく変わる状況の中で、教職員の人材育成、資質能力の向上は喫緊の課題となっています。

本市においても、経験豊かなベテラン教職員の知識や技能を若手教職員に継承する体制づくりや、複雑化・多様化する教育課題に的確に対応していく必要があります。

取組の方向性

○教職員のキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上が図れるよう、教職員が見通しをもって自ら成長していけるよう研修体制を工夫し、研修の機会を創出します。

主な取組

◆教職員研修の充実と人材育成

若手教職員のスキルアップを目的とした「ほうふ塾」や、ミドルリーダーの育成をめざした「プレミアムほうふ塾」等、キャリアステージを意識した人材育成の機会の充実に努めます。

また、山口県教員育成指標^{※75}をもとに教職員が自己のよさや課題をもとに研修する機会の創出に努めます。

75 山口県教員育成指標：校長及び教員が、キャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図るための目安を具体的に示したもの。

第5章 計画の推進に向けて

1 目標指標

本計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を認識しながら、連携・協働を強め、社会全体で教育の振興を図ることが重要です。

I 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進

No.	計画 体系	目標指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	I-①	全国学力・学習状況調査の正答率の全国比	小+1.0 pt 中-1.7 pt	全国平均以上
2	I-①	「授業で学んだことを、次の学習や実生活に結び付けて考えたり、生かしたりすることができる」という設問に「当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国・学力学習状況調査から）	小 35.0% 中 24.4%	小中 50%
3	I-①	CEFR [A1レベル]（英語検定3級）相当以上を取得している生徒の割合 ※CEFR：英語能力の国際指標。	50%	県平均以上
4	I-①	英語（外国語）科の年間総授業数に対してALTを活用した授業時間数が20%以上の学校の割合	小 81.3% 中 81.8%	小中 100%
5	I-②	「PC、タブレットなどのICT機器を使って学校のプレゼンテーション（発表スライド）を作成することができる思う」という設問に「当てはまる」と回答した児童生徒の割合 （全国学力・学習状況調査から）	小 31.9% 中 29.8%	小中 60%
6	I-③	「ひと月に1冊以上本（漫画本を除く）を読む」という設問に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合 （山口県学力定着状況確認問題から）	小 86.9% 中 74.3%	小中 100%
7	I-④	山口県体力テストの総合評価がC以上の児童生徒の割合	73.0%	80%
8	I-④	地産地消導入率	75.4%	72%以上を維持
9	I-⑤	「保幼小連携教育研修会」に参加する認定こども園、保育所、幼稚園の割合	84%	100%
10	I-⑥	「自分には、よいところがあると思う」という設問に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査から）	小 41.5% 中 40.6%	小中 80%
11	I-⑥	「将来の夢や目標を持っていますか」という設問に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査から）	小 62.4% 中 37.1%	小中 80%

Ⅱ 誰一人取り残されることのない教育の推進

No.	計画 体系	目標指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	Ⅱ－①	不登校児童生徒の出現率	小 2.0% 中 7.6%	全国平均以下
2	Ⅱ－②	個別の教育支援計画の作成を必要とする児童生徒のうち、実際に作成されている割合	小 83.3% 中 86.4%	小中 100%

Ⅲ 地域ぐるみの教育の推進

No.	計画 体系	目標指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	Ⅲ－①	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という設問に肯定的に回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査から)	小 82.3% 中 77.7%	小中 100%
2	Ⅲ－②	「子ども110番の家」設置箇所数	518箇所	550箇所

Ⅳ 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進

No.	計画 体系	目標指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	Ⅳ－①	「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」の利用件数（年間）	177件	200件
2	Ⅳ－②	『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』登録者の派遣回数（年間）	215件	240件
3	Ⅳ－③	市内で開催する人権学習に関する研修会、講演会等の回数（年間）	87回	100回
4	Ⅳ－④	公民館利用者数（年間：延べ数）	209,714人	220,000人
5	Ⅳ－④	ソラール入館者数（年間）	87,290人	80,000人
6	Ⅳ－⑤	人口1人当たり館外貸出冊数（貸出冊数/人口） ※電子書籍・AV資料を含む	4.5冊	5.0冊

V 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進

No.	計画 体系	目標指標	現状 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
1	V－①	小中学校屋内運動場等の天井器具等の 落下防止対策実施割合	69.0%	100%
2	V－②	家庭・地域と連携した防災訓練を実施した学校の割合	小 88.2% 中 63.6%	小中 100%

2 計画の推進

（１）計画の推進

本計画を推進するにあたっては、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を認識しながら、連携・協働を強め、社会全体で教育の振興を図ることが重要です。

（２）計画の周知

本計画の趣旨については、広報紙やホームページ等を通じて、広く周知を行い、教育関係者をはじめ市民の皆様の教育に対する意識を高め、理解と協力を得ながら円滑な推進を図ります。

（３）計画の進行管理と財政措置

本計画を着実に推進するためには、各施策の進捗状況について定期的な点検と結果の検証が不可欠であることから、毎年度、教育委員会が実施する「教育行政に関する点検・評価」制度により外部の有識者の知見を活用し、進行管理を行うとともにその結果を公表します。

また、計画の実現のため、毎年度、「教育行政重点施策」を決定し、PDCAサイクルに基づく見直しを行い、次年度の施策や事業に反映させるとともに、本計画で掲げた本市教育のめざす姿を実現するため、施策の取組に必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。なお、国・県等の支援制度についても積極的に活用します。

（４）関係部局との連携・協力

本計画の各種施策は、市長部局との連携・協力を図り展開していきます。

（５）計画の見直し

計画期間中に新たに生じた課題に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

参考（資料編）

- 防府市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 防府市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱
- 防府市こどもアンケート
- その他参考資料（各種 統計調査・資料等）
- 策定経過

○ 防府市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和2年4月1日制定

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めた「防府市教育振興基本計画」の策定にあたり、幅広い意見を反映させるため、防府市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること
- (2) その他教育振興基本計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の区分による委員13人以内をもって組織し、教育委員会が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 各種団体等関係者
- (4) 公募による者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項第4号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、防府市教育振興基本計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

○ 防府市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所属団体等	所属団体・役職等
学識経験者	佐々木 司	山口大学大学院教育学研究科	教授
学校教育関係者	藤井 和俊	防府市小学校校長会	向島小学校長
	山本 賢一朗	防府市中学校校長会	桑山中学校長
	大下 康一郎	防府高等学校	校長
	島田 一道	防府市小学校PTA連合会	中関小学校PTA会長
	吉井 秀樹	防府市中学校PTA連合会	桑山中学校PTA会長
	弘中 貴之	防府市幼稚園連盟	会長
各種団体等関係者	渡邊 哲郎	防府市社会教育委員の会議	委員
	藤村 聡	防府市子ども読書活動推進連絡協議会	会長
公募による者	屬 博之	公募委員	
	吉岡 恵美		
	井原 由佳		

○ 防府市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱

令和元年 12 月 26 日制定

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するため、防府市教育振興基本計画策定庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 庁内委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること
- (2) その他教育振興基本計画の策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 庁内委員会は、別表 1 に掲げる職員をもって組織する。

- 2 委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、防府市教育振興基本計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員長は、庁内委員会を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、庁内委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 庁内委員会は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 7 条 第 2 条に規定する事項に関して調査、研究及び資料の作成等を行わせるために、庁内委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、第 3 条第 1 項に定める職員が属する課の課長補佐をもって構成する。
- 3 作業部会は、必要と認める場合において、関係者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 8 条 庁内委員会及び作業部会の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

○防府市教育振興基本計画策定庁内委員会 委員名簿

区 分	職 名
委 員 長	教育長
副委員長	教育部長
委 員	教育部次長
委 員	教育総務課長
委 員	学校教育課長
委 員	生涯学習課長
委 員	学校教育課主幹（教育指導室長）
委 員	学校教育課主幹（学力向上推進室長）
委 員	学校教育課主幹（学校給食管理室長）
委 員	生涯学習課主幹（人権学習室長）

○ 防府市こどもアンケート【第3次教育振興基本計画策定に係るアンケート調査】

アンケート実施期間：令和7年5月26日～令和7年6月13日

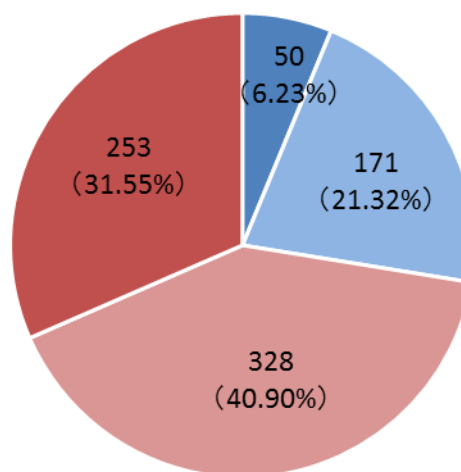
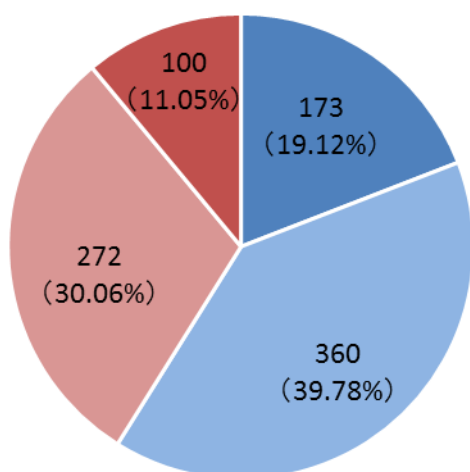
アンケート実施・回答状況

	小学5年生	中学2年生
調査対象者数	915	862
回答者数	905	802
回答率	98.91%	93.04%

問1 あなたは、勉強をすることが好きですか

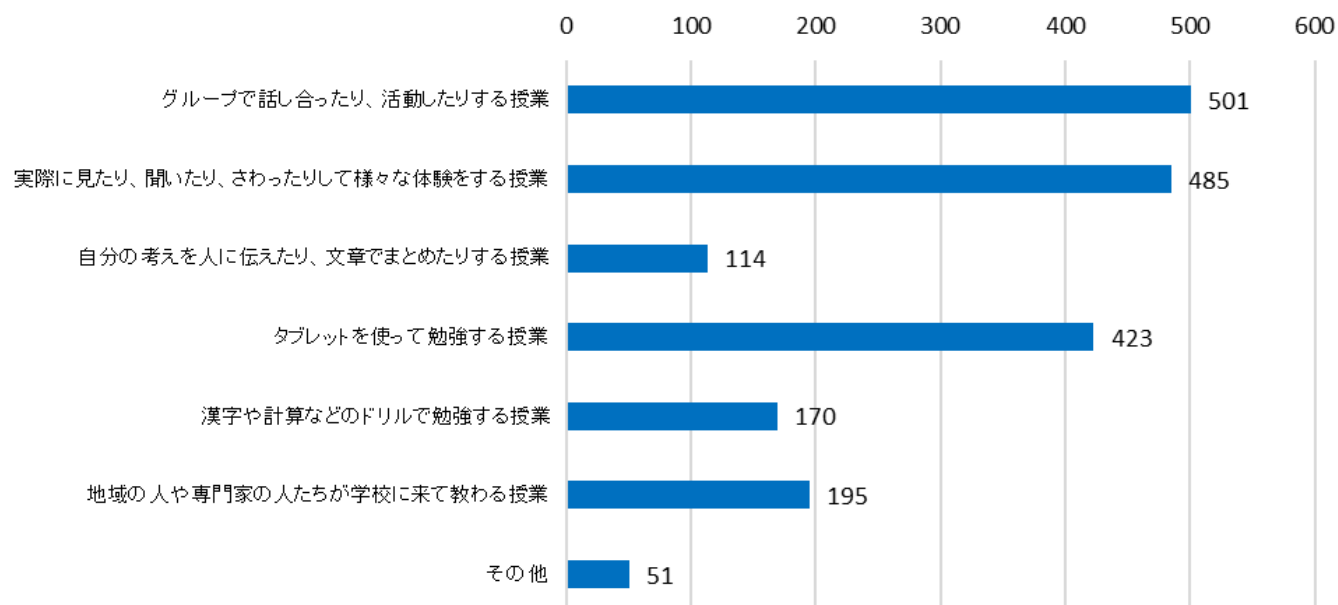
(小学5年生)

(中学2年生)

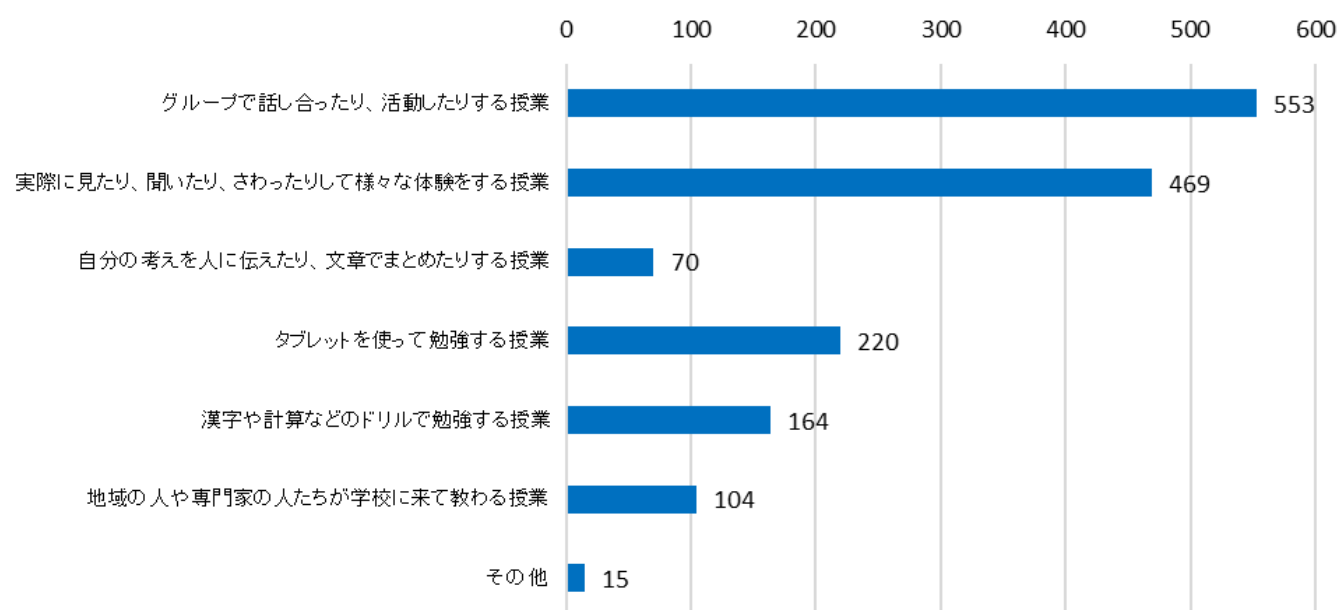


- 好き
- どちらかといえば好き
- どちらかといえば好きではない
- 好きではない

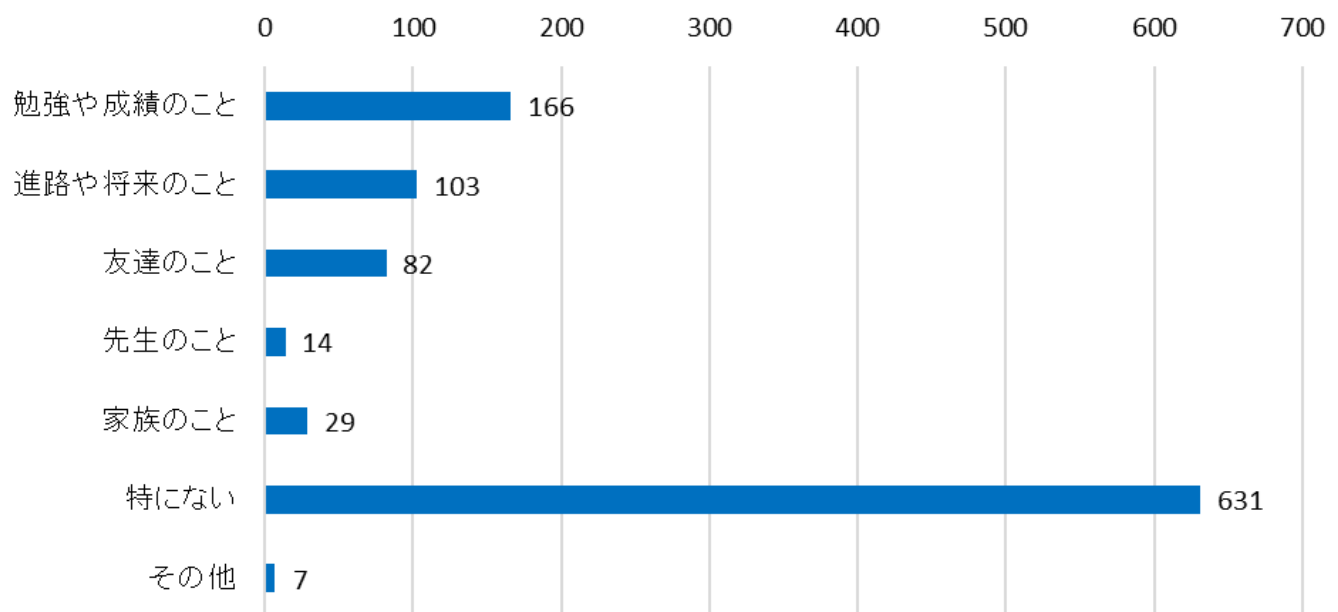
問2 あなたは、学校の授業でどのような授業が好きですか （小学5年生）



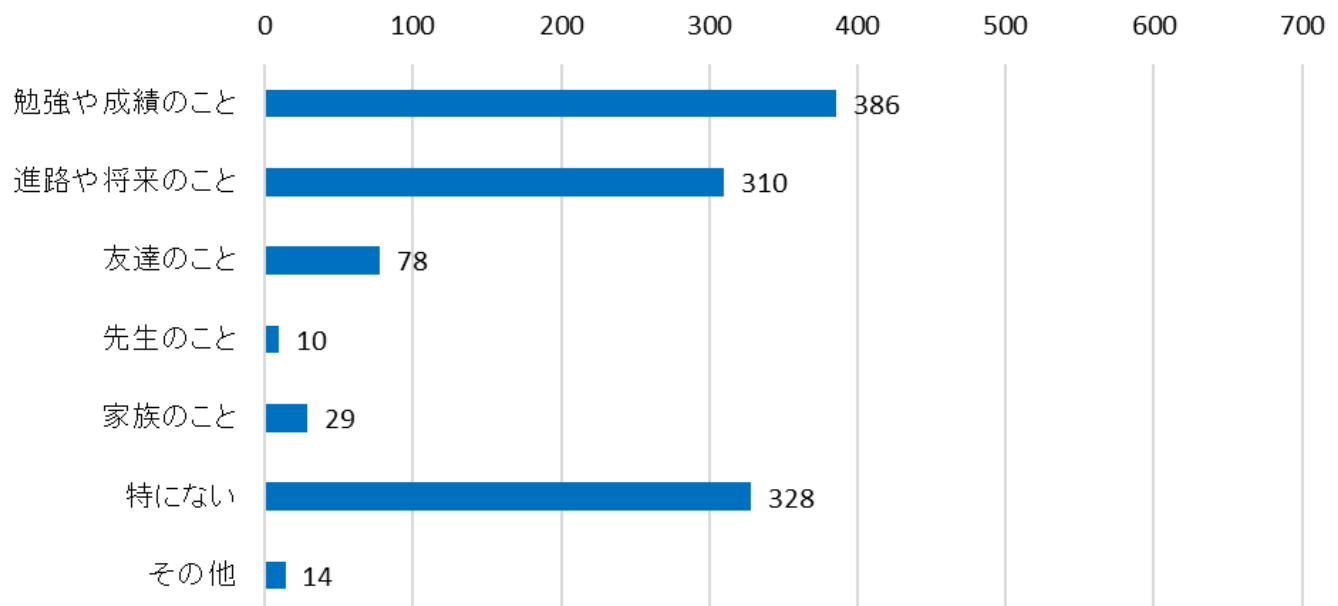
問2 あなたは、学校の授業でどのような授業が好きですか （中学2年生）



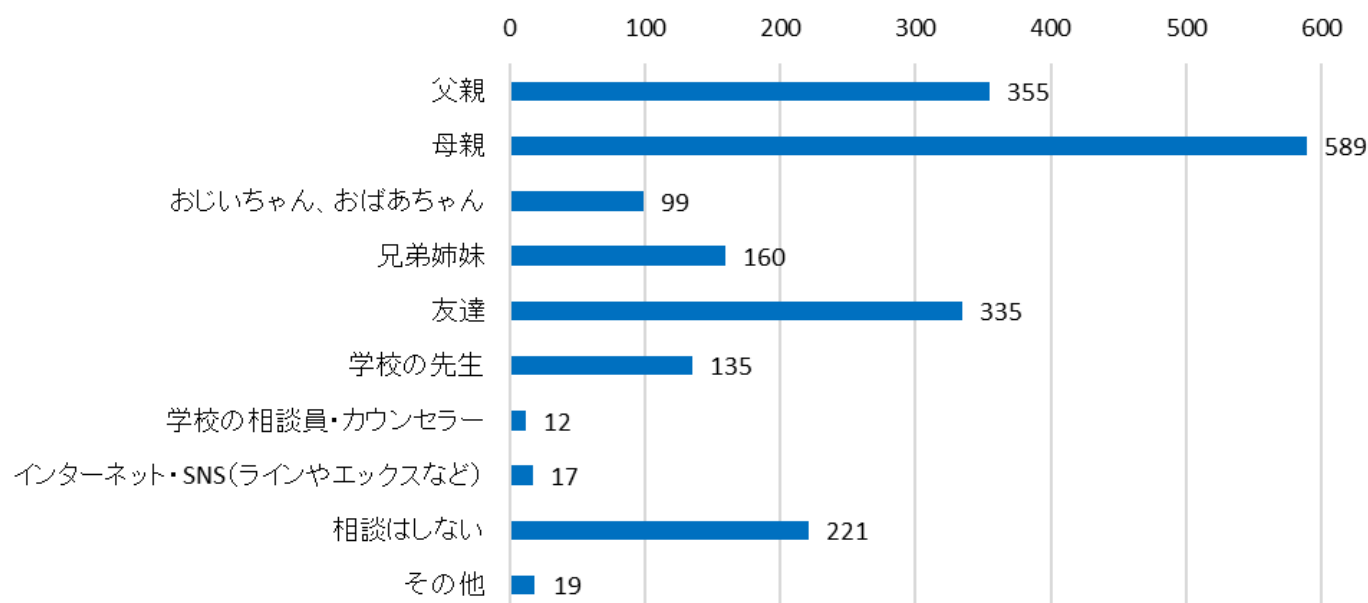
問3 あなたは、今、なやんでいることや不安なことがありますか
(小学5年生)



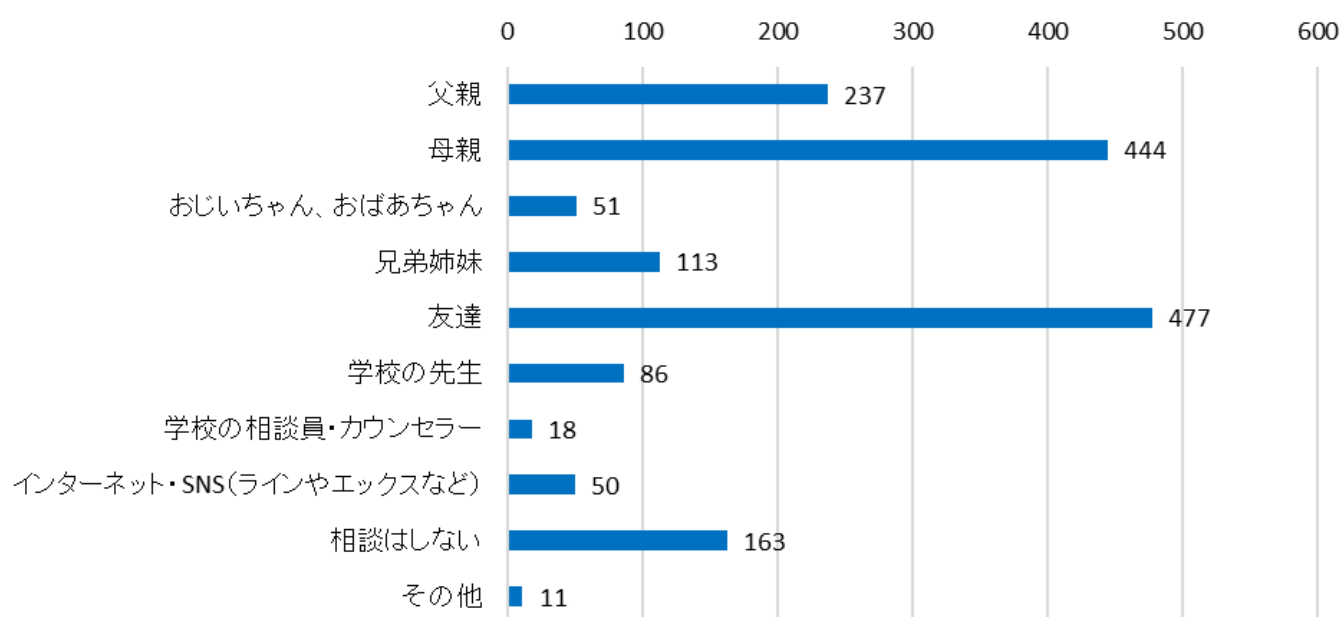
問3 あなたは、今、なやんでいることや不安なことがありますか
(中学2年生)



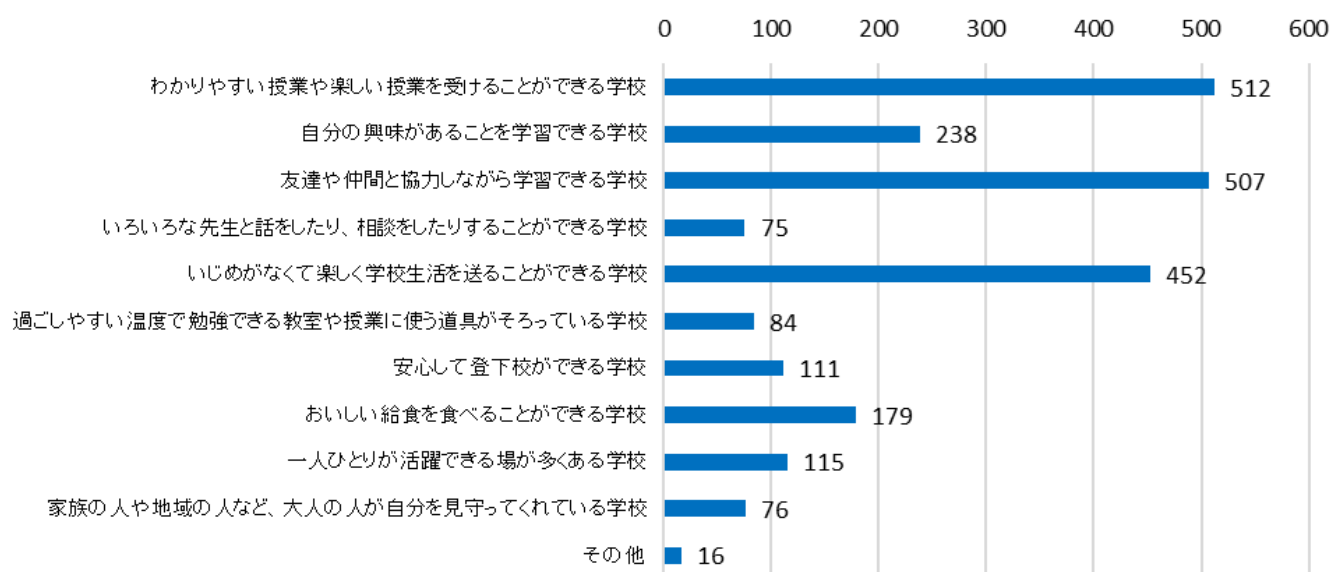
問4 あなたが、困っていることや、なやみごとを
相談する相手はどんな人ですか（小学5年生）



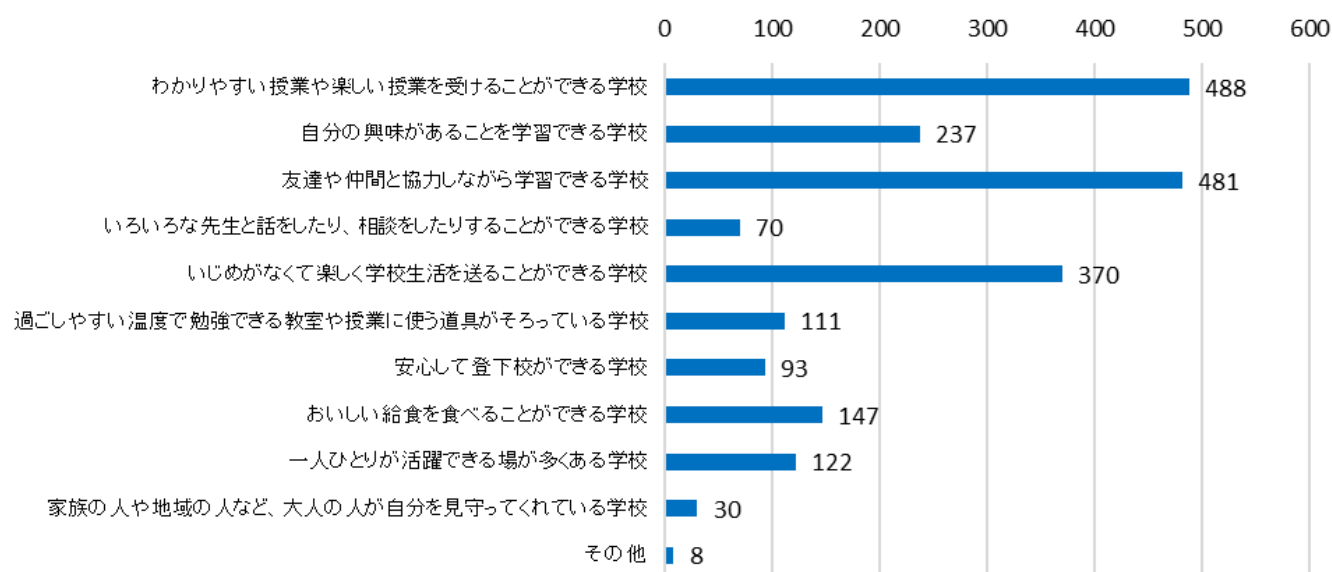
問4 あなたが、困っていることや、なやみごとを
相談する相手はどんな人ですか（中学2年生）



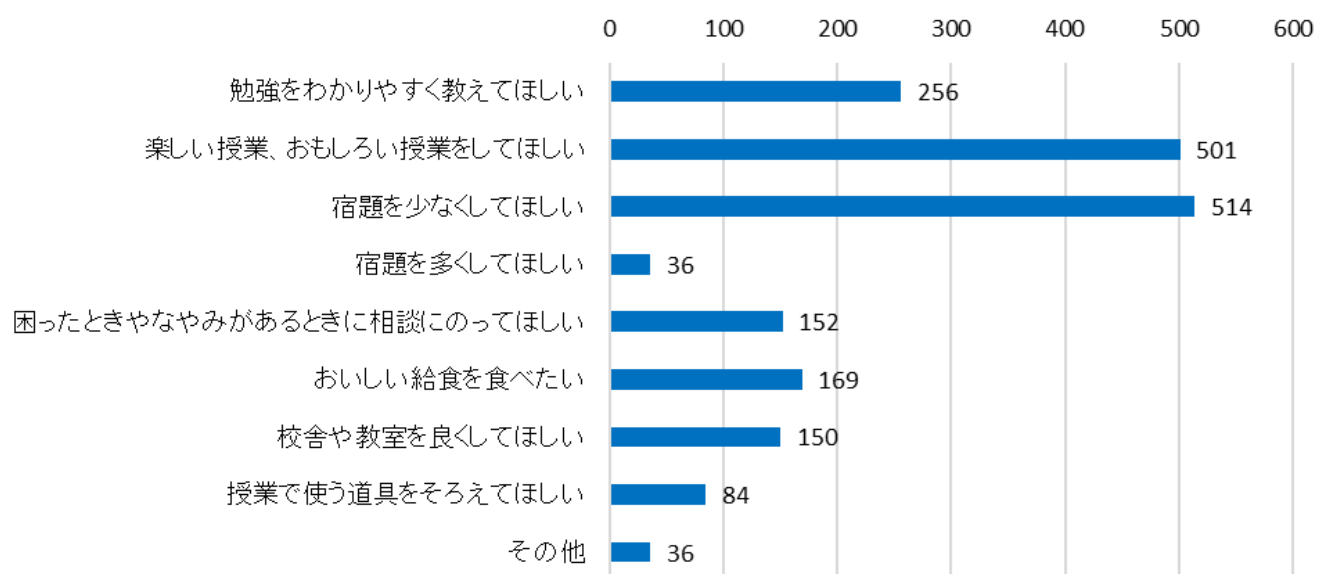
問5 あなたは、どのような学校が良い学校だと思いますか
(小学5年生)



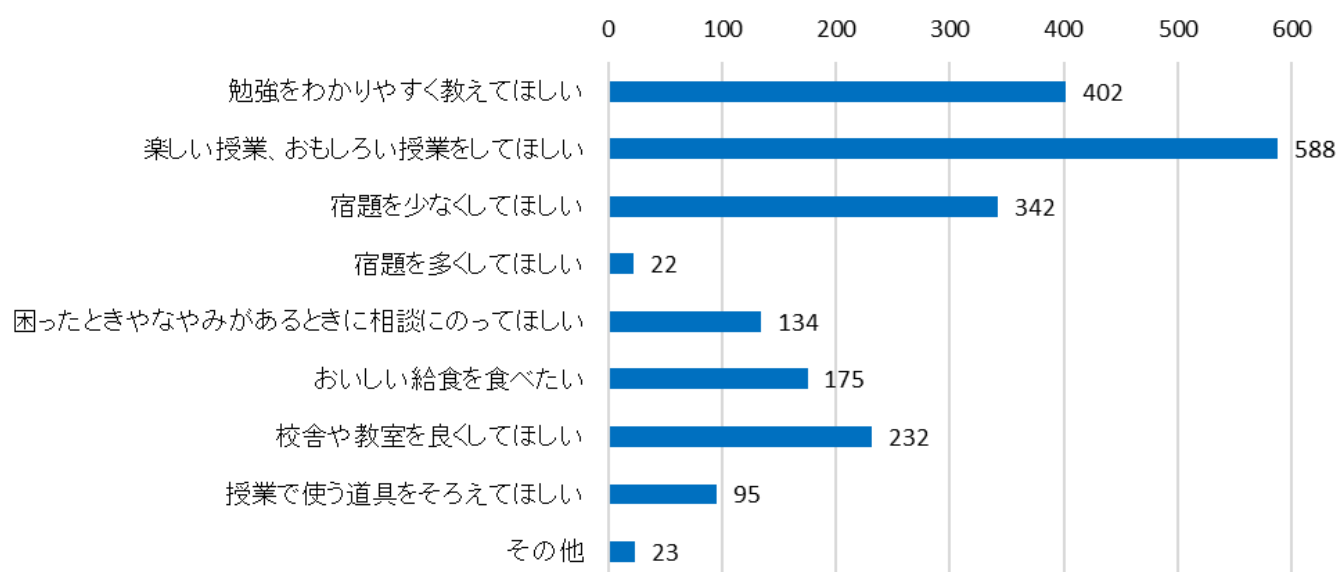
問5 あなたは、どのような学校が良い学校だと思いますか
(中学2年生)



問6 あなたが、学校や先生に対して望むことはなんですか
(小学5年生)

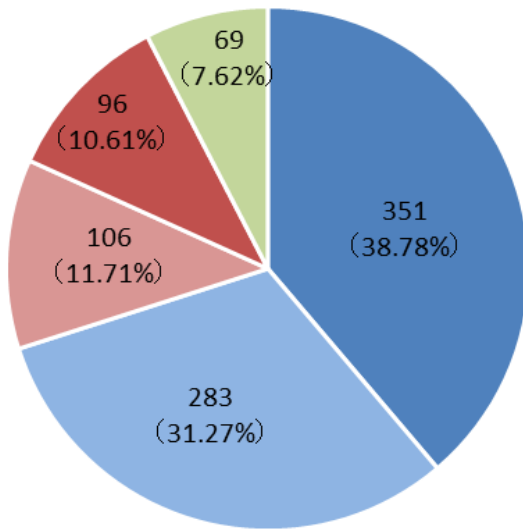


問6 あなたが、学校や先生に対して望むことはなんですか
(中学2年生)

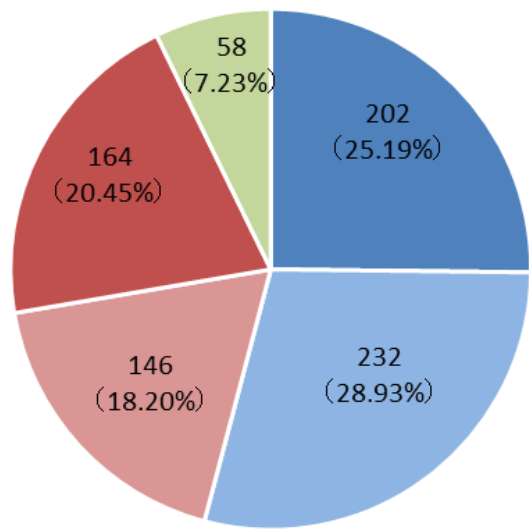


問7 あなたは、読書が好きですか

(小学5年生)



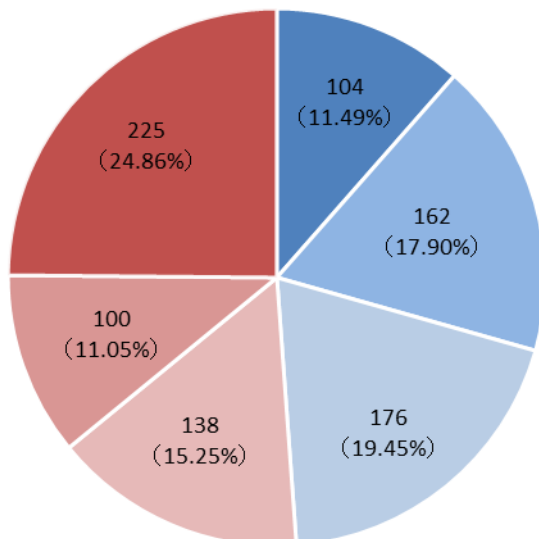
(中学2年生)



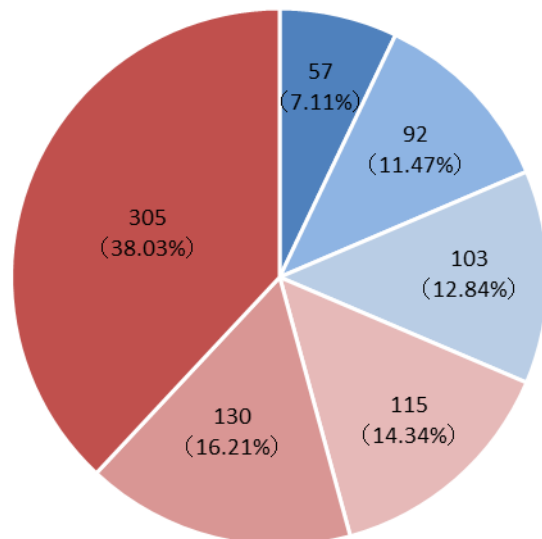
- 好き
- どちらかといえば好き
- どちらかといえば好きではない
- 好きではない
- わからない

問8 あなたは、放課後や学校が休みの時に
どのくらい本を読みますか

(小学5年生)

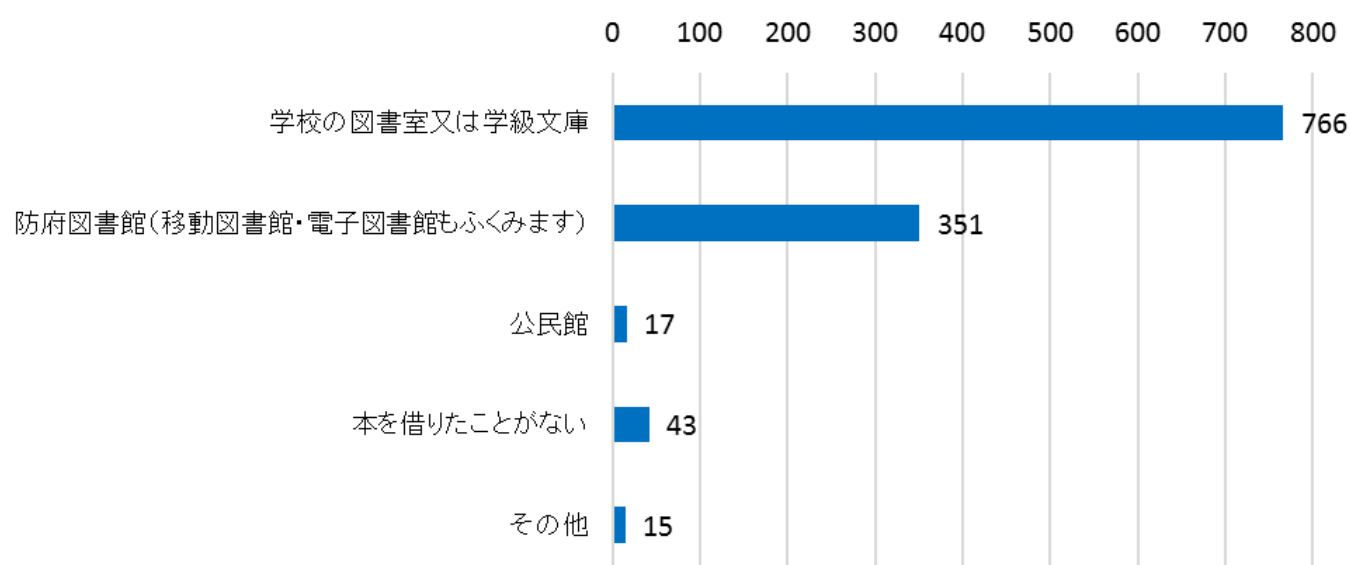


(中学2年生)

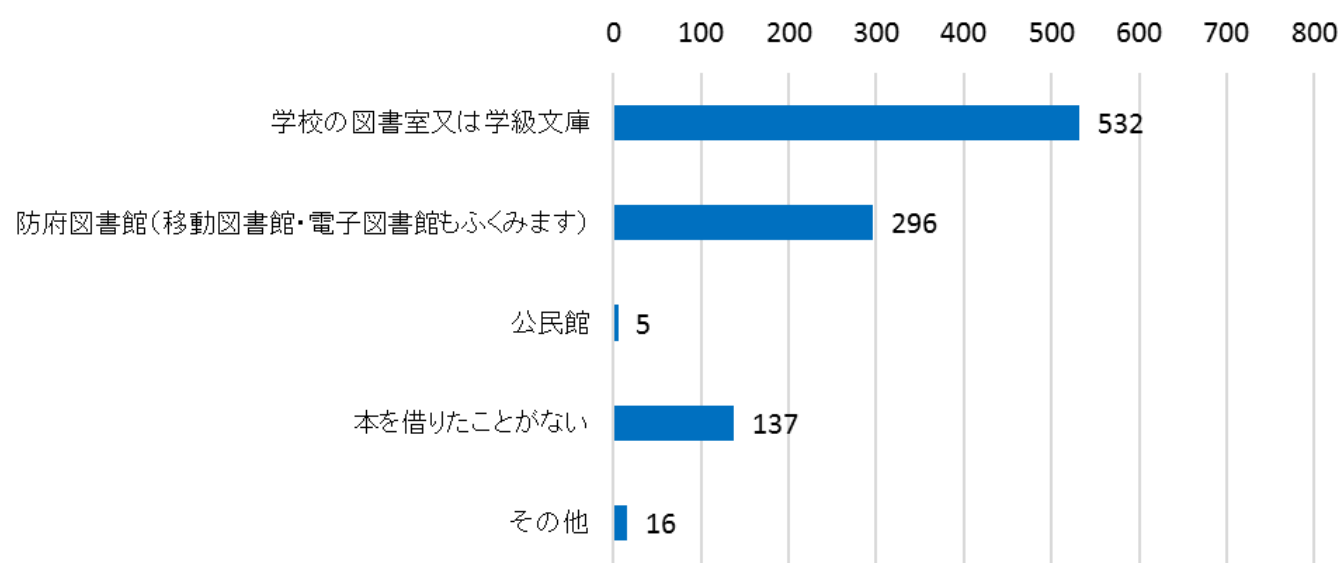


- 毎日読んでいる
- 週に3日以上読んでいる
- 週に1日以上読んでいる
- 月に1〜2日くらい読んでいる
- 年に何回か読んでいる
- ほとんど読まない

問9 あなたは、本を借りる時、どこで借りますか（小学5年生）

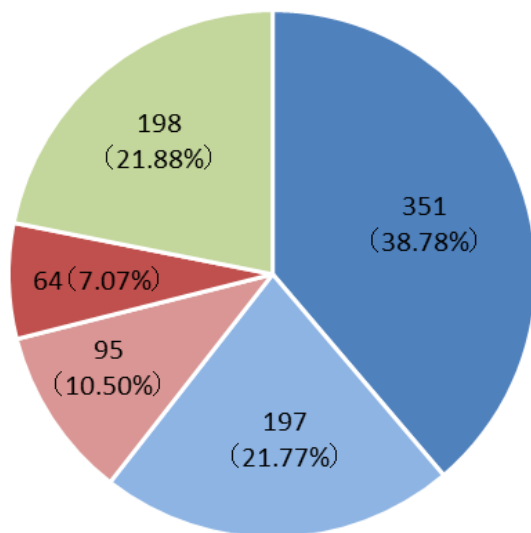


問9 あなたは、本を借りる時、どこで借りますか（中学2年生）

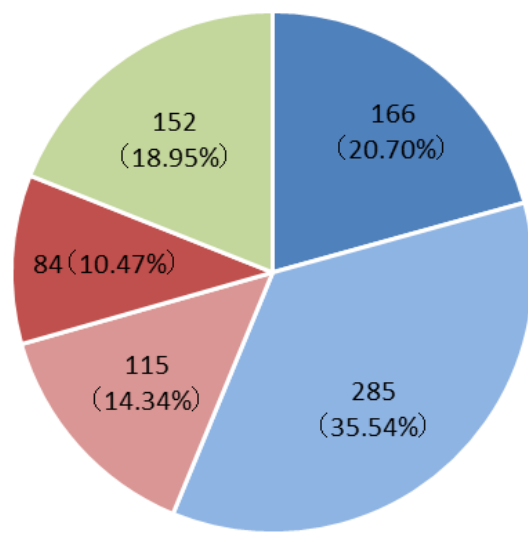


問10 あなたは、大人になっても防府市に住みたいと思いますか

(小学5年生)



(中学2年生)



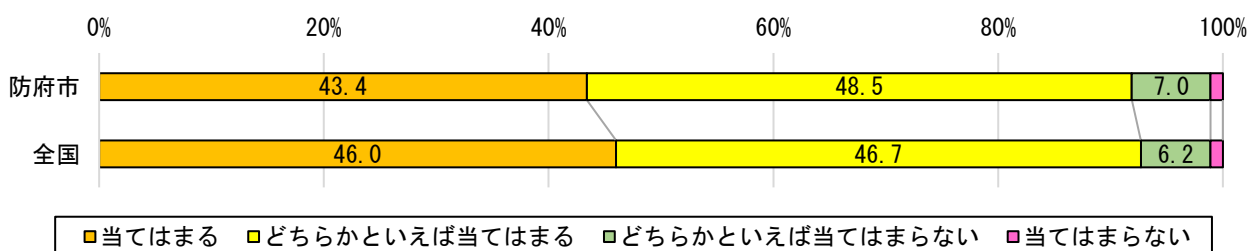
- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- わからない

○ その他参考資料（各種 統計調査・資料等）

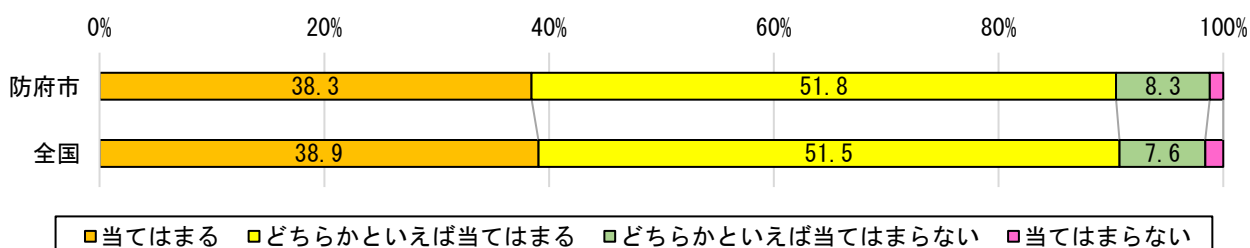
○ 令和6年度(2024年度) 全国学力・学習状況調査

問 「人が困っているときは、進んで助けていますか」

【小学校】

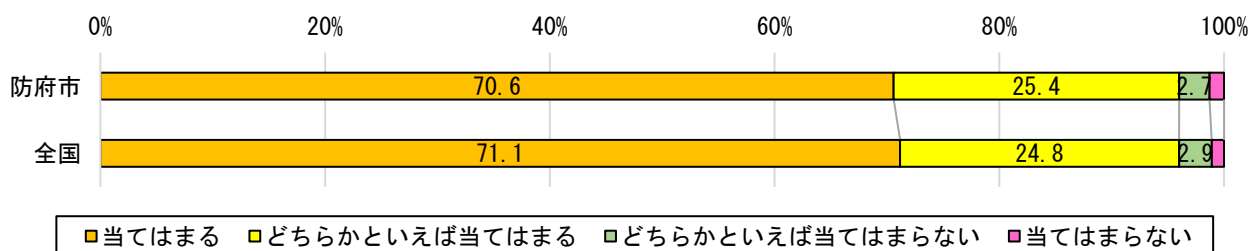


【中学校】

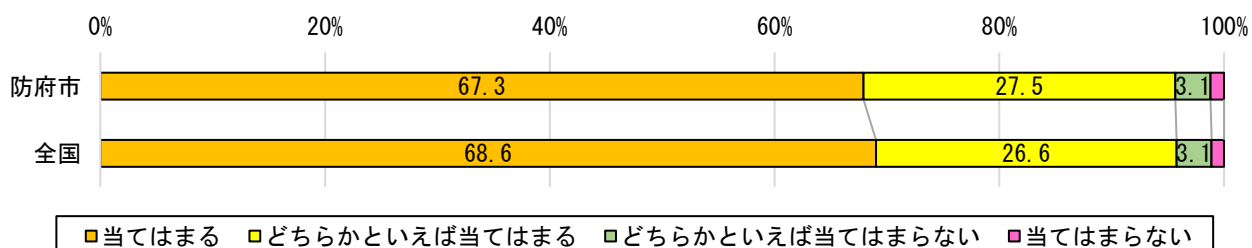


問 「あなたは、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」

【小学校】

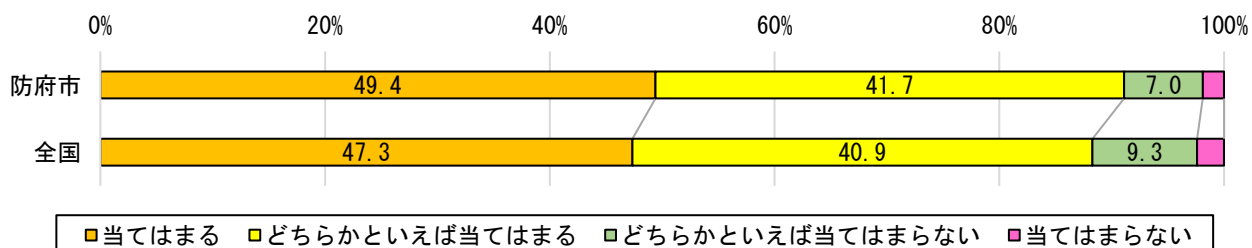


【中学校】

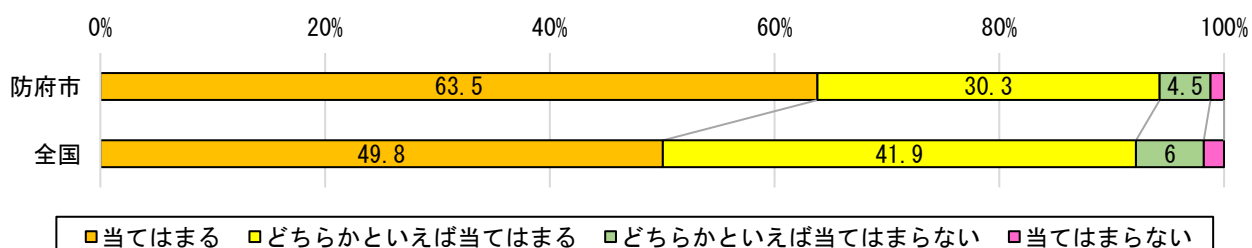


問 「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」

【小学校】

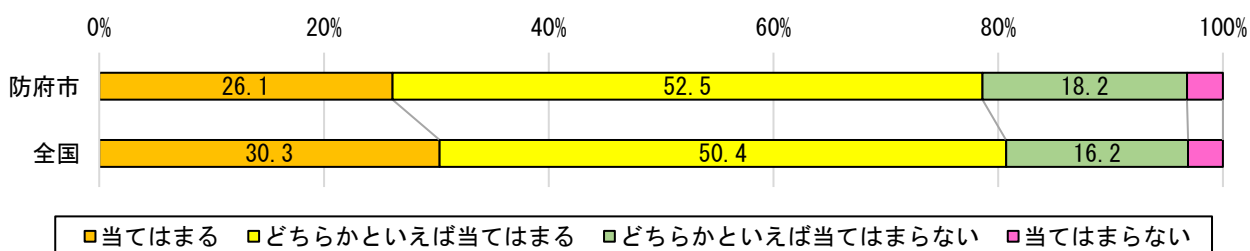


【中学校】

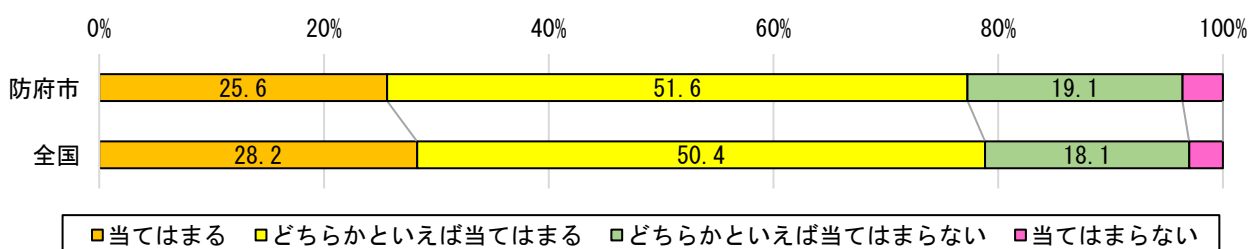


問 「分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することができる」

【小学校】



【中学校】



○ 策定経過

年月日	会議名	概要
令和7年 4月28日	第1回庁内委員会	策定体制・策定方針・策定スケジュールについて 現計画の目標指標達成度評価・防府市の教育の状況・ 第3次計画骨子（案）の検討
令和7年 5月12日	第1回策定委員会	委員長・副委員長選出 策定体制・策定方針・策定スケジュールの確認 現計画の目標指標達成度評価・防府市の教育の状況・ 第3次計画骨子（案）の協議
令和7年 6月12日	第2回庁内委員会	前回協議内容の確認 第3次計画（案）・目標指標の検討
令和7年 7月 4日	第2回策定委員会	前回協議内容の確認 第3次計画（案）の協議
令和7年 9月11日	第3回庁内委員会	前回意見への対応の確認 第3次計画（案）、目標指標の検討
令和7年10月 6日	第3回策定委員会	前回意見への対応の確認 第3次計画（案）、目標指標の協議
令和7年11月 日 ～ 令和7年12月 日	パブリックコメント実施	第3次計画（案）に対する市民意見聴取
令和 年 月 日	第4回策定委員会	パブリックコメントの結果報告 第4次計画（案）の最終確認
令和 年 月 日	教育委員会3月定例会	第3次計画議案の議決

